

事業

一 経営対策

1. 事業概況

特別区・武三地区の輸送実績について、全ての項目について昨年度を下回る数値となりました。特に、2月から3月にかけては新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅に減少しています。加えて、実働率に関しては昨年引き続き対前年比マイナスとなっており、依然として乗務員不足の状況が続いております。多摩地区については、2月1日に運賃改定が実施されましたが、こちらもすべての項目において対前年度を下回っている状況であり、引き続き厳しい状況が続いております。

以下は31年度（令和元年度）の事業概況です。

・総輸送回数		
特別区・武三地区	19,321.3万回	[対前年比 94.0%]
三多摩地区	2,292.7万回	[対前年比 92.8%]
・総輸送人員		
特別区・武三地区	25,137.4万人	[対前年比 93.4%]
三多摩地区	2,982.8万人	[対前年比 92.3%]
・総走行距離		
特別区・武三地区	17億2,233.6万キロ	[対前年比 96.3%]
三多摩地区	1億6,160.4万キロ	[対前年比 93.9%]
・実車率（年間平均）		
特別区・武三地区	46.7%	[対前年比 99.4%]
三多摩地区	47.9%	[対前年比 98.5%]
・実働車1日1車当たり（税抜）営業収入（年間平均）		
特別区・武三地区	47,062円	[対前年比 98.5%]
三多摩地区	38,392円	[対前年比 98.0%]
・実働率（年間平均）		
特別区・武三地区	74.3%	[対前年比 97.6%]
三多摩地区	71.1%	[対前年比 96.7%]

以上の詳細は「資料1」の「タクシーの輸送実績（税抜き）12ヶ月比較表」を参照

2. 令和元年度の新規許可、区域拡張及び増減車状況

（1）改正道路運送法施行の平成14年2月1日からの累積及び令和元年度の新規許可・区域拡張・増減車両数について

- ・以下については一般型タクシーのみであって、福祉車両、ハイヤー等は含まない。
- ・[累計]とは、平成14年2月1日以降の累積数である。
- ・増減車両数については、新規許可、区域拡張による車両を含む。

① 新規許可

(特別区・武三)	0件	0両	(西多摩)	0件	0両	合 計
[累計]	103件	1,241両	[累計]	1件	5両	
(北多摩)	0件	0両	(島 嶼)	0件	0両	
[累計]	2件	10両	[累計]	6件	6両	[累計]
(南多摩)	0件	0両				116件
[累計]	3件	30両				1,293両

② 区域拡張

(特別区・武三)	0件	0両	(西多摩)	0件	0両	合 計
[累計]	13件	155両	[累計]	0件	0両	
(北多摩)	0件	0両	(島 嶼)	0件	0両	
[累計]	0件	0両	[累計]	0件	0両	[累計]
(南多摩)	0件	0両				13件
[累計]	0件	0両				155両

③ 増減車両数

(特別区・武三)	-58両	(西多摩)	0両	合 計
[累計]	-607両	[累計]	-33両	
(北多摩)	0両	(島 嶼)	0両	
[累計]	-275両	[累計]	-45両	[累計]
(南多摩)	0両			-1,023両
[累計]	-63両			

(2) 車両数 (令和2年3月31日現在)

① 車種別車両数

総車両数	47,648両	(対前年 263両減)
個人・一般型タクシー	11,810両	(対前年 502両減)
法人・一般型タクシー	30,695両	(対前年 76両減)
特種 (福祉等)	242両	(対前年 4両減)
他 (貨客)	188両	(対前年 29両増)

② 交通圏別車両数 (一般型タクシーのみ)

	(法人個人合計)	(法人)	(個人)
特別区・武三地区	38,874両	27,464両	11,410両
(同上法・個比率)	(100%)	(70.6%)	(29.4%)
北多摩地区	1,886両	1,734両	152両
(同上法・個比率)	(100%)	(91.9%)	(8.1%)
南多摩地区	1,474両	1,226両	248両
(同上法・個比率)	(100%)	(83.2%)	(16.8%)
西多摩地区	209両	209両	
島嶼地区	62両	62両	
(合計)	(42,505両)	(30,695両)	(11,810両)

なお、以上の他に、規制緩和以来「福祉輸送限定」の新規許可が増加していますが、その累計は1,399両となっています。

③ 交通圏別「輸送福祉限定」車両数

特別区・武三地区	997両 (対前年 41両増)
----------	-----------------

北多摩地区	187両（対前年	8両増）
南多摩地区	149両（対前年	2両減）
西多摩地区	65両（対前年	3両増）
島嶼地区	1両（対前年	0両）
（合計）	（1,399両）（対前年	50両増）

3. 事前確定運賃の制度化について

平成31年4月26日に関東運輸局長より「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」が公示されたことから、その公示内容及び認可申請の取扱いについて説明するとともに、一部改正となった運賃制度通達についても説明を行いました。

4. 消費税率改定による新たな公定幅運賃の公示について

令和元年8月30日に関東運輸局長より、消費税増税に伴う「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」が公示されたことから、その公示内容及び申請様式等について説明を行いました。

5. 初乗り距離短縮運賃について

令和2年2月17日に消費者委員会公共料金等専門調査会のヒアリングを受け、実施後3年を経過した初乗り距離短縮運賃の実施状況等について説明を行いました。

6. 多摩地区における運賃改定の実施について

令和元年12月13日に関東運輸局長により多摩地区における運賃改定に伴う「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」が公示されたことから、その公示内容及び申請様式等について説明を行いました。

7. 平成30年度経営分析について

永島公認会計士に引き続き分析をお願いし、その結果をとりまとめ会員各位に配布いたしました。

【平成31年度（令和元年度）公示・通達関係】

（1）平成31年4月9日付東タク協発第15号

2019年10月からの消費税率引上げに伴うタクシー運賃改定等の取扱いについて

平成31年3月13日付関自旅二第3168号の2 関東運輸局自動車交通部長

〔概要〕 2019年10月に実施が予定されている消費税率引上げに伴う、タクシー運賃改定等の取扱いについて示されたもの。

（2）令和元年5月8日付東タク協発第37号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度の一部改正等について

平成31年4月26日付関自旅二第203号の3 関東運輸局長

〔概要〕 タクシーの事前確定運賃の本格運用による通達の発出及びそれに伴う運賃制度通達の一部改正を行ったもの。

（3）令和元年5月21日付東タク協発第59号

障害者手帳のカード化について

令和元年 5 月 16 日付事務連絡 関東運輸局自動車交通部長

〔概要〕 本年 4 月 1 日よりカード形式の障害者手帳の交付が可能となったこと等による情報提供がされたもの。

(4) 令和元年 8 月 8 日付東タク協発第 148 号

「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書類の記載等に際しての留意点等について」の一部改正について

令和元年 7 月 30 日付関自旅一第 308 号の 2 関東運輸局自動車交通部長

令和元年 7 月 30 日付関自旅二第 429 号の 2 関東運輸局自動車交通部長

〔概要〕 一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業報告書の記載に関する留意点について一部改正を行ったもの。

(5) 令和元年 8 月 13 日付東タク協発第 151 号

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」等の一部改正について

令和元年 7 月 31 日付関自旅二第 603 号の 3 関東運輸局長

令和元年 7 月 31 日付関自旅二第 604 号の 3 関東運輸局長

〔概要〕 準特定地域における期間限定減車の取扱いについて平成 31 年 7 月 31 日までとされていたものを、令和 2 年 7 月 31 日までに期間延長することに伴い関係通達の一部改正が行われたもの。

(6) 令和元年 8 月 28 日付東タク協発第 166 号

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」及び関連通達等の周知について

令和元年 8 月 23 日付関自旅二第 714 号の 3 関東運輸局長

令和元年 8 月 23 日付関自旅二第 715 号の 3 関東運輸局長

令和元年 8 月 23 日付関自旅二第 716 号の 3 関東運輸局長

〔概要〕 準特定地域における適正と考えられる車両数及びタクシーの需給状況についての判断結果が示されたとともに、期間限定減車の対象地域等が一部改正されたもの。

(7) 令和元年 9 月 11 日付東タク協発第 182 号

「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」等の一部改正について

令和元年 8 月 30 日付関自旅二第 791 号の 3 関東運輸局長

令和元年 8 月 30 日付関自旅二第 793 号の 3 関東運輸局長

令和元年 8 月 30 日付関自旅二第 794 号の 3 関東運輸局長

令和元年 8 月 30 日付関自旅二第 810 号 関東運輸局長

〔概要〕 令和元年 10 月 1 日からの消費税率改定に伴いタクシー運賃等の一部改正が行われたもの

(8) 令和元年 9 月 27 日付東タク協発第 203 号

移動等円滑化取組計画書の作成義務対象に係る指定の基準について

令和元年 8 月 30 日付関自旅二第 1742 号の 2 自動車交通部長

〔概要〕 移動等円滑化取組計画書の作成義務対象に係る指定の基準を定めたもの。

(9) 令和元年 10 月 1 日付東タク協発第 208 号

「一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーを除く。）に係る許可申請の審査基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

令和元年 9 月 25 日付関自旅二第 1049 号の 2 関東運輸局自動車交通部長

[概要] 資金計画に記載する保険料等の項目名が変更したこと等による一部改正が行われたもの

(10) 令和元年10月1日付東タク協発第204号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規定の一部を改正する告示について

令和元年9月30日付官報告示

[概要] 令和元年9月30日で指定期間を満了する地域について、指定期間の延長を行うことを定めたもの

(11) 令和元年10月1日付東タク協発第207号

消費税率引き上げに伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて

令和元年9月20日付関自旅一第751号の2 関東運輸局自動車交通部長

令和元年9月20日付関自旅二第916号の2 関東運輸局自動車交通部長

[概要] 10月1日からの消費税率引き上げに伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いを示したもの

(12) 令和元年11月11日付東タク協発第245号

障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

令和元年11月5日付関自旅一第1077号の2 関東運輸局長

令和元年11月5日付関自旅二第3654号の2 関東運輸局長

[概要] 精神障害者割引の導入について協力依頼があったもの。

(13) 令和元年12月24日付東タク協発第294号

「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」等の一部改正について

令和元年12月13日付関自旅二第4027号の3 関東運輸局長

令和元年12月13日付関自旅二第4028号の3 関東運輸局長

令和元年12月13日付関自旅二第4043号 関東運輸局長

令和元年12月13日付関自旅二第4044号 関東運輸局長

[概要] 多摩地区の運賃改定に伴い、新たな公定幅運賃について関東運輸局長が公示したもの。

(14) 令和元年3月25日付東タク協発第390号

一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について

令和2年3月23日付関自旅一第1851号 関東運輸局長

[概要] 一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請の際に実施される法令試験について、地方公共団体から運行を受託する予定がある場合については、事前に試験を受験できるという取り扱いを定めたもの。

〔全事業者〕タクシーの輸送実績（税抜き）12ヶ月比較表（令和2年3月） <前年との比較>

特別区武三地区 合計

〔資料1-1〕

項目	事業用自動車			走行キロ			輸送回数	輸送人員 (人)	税抜 運送収入 (千円)	迎車回数 (回)	実働1日1車当り		1回当り 実車 [※] (キロ・ト)	月末現在 実在車両 (両)	会社数 (社)
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	実働率	実車キロ (キロ・ト)	走行キロ (キロ・ト)	実車率					走行キロ (キロ・ト)	運送収入 (円)			
平成31年4月	786,234	600,889	76.4	69,779,009	148,027,224	47.1	16,784,587	21,977,075	28,821,252	1,574,735	246.3	47,964	4.16	26,143	296
平成30年4月	787,395	603,100	76.6	68,284,373	147,977,439	46.1	16,665,613	22,071,896	28,100,581	1,321,835	245.4	46,594	4.10	26,248	303
対比 (%)	99.9	99.6	99.7	102.2	100.0	102.2	100.7	99.6	102.6	119.1	100.4	102.9	101.5	99.6	97.7
令和元年5月	810,197	596,222	73.6	66,097,590	143,668,002	46.0	16,028,481	21,009,159	27,265,740	1,514,229	241.0	45,731	4.12	26,141	296
平成30年5月	814,223	612,400	75.2	67,403,658	147,409,520	45.7	16,843,555	22,125,151	27,895,082	1,352,818	240.7	45,550	4.00	26,270	303
対比 (%)	99.5	97.4	97.9	98.1	97.5	100.7	95.2	95.0	97.7	111.9	100.1	100.4	103.0	99.5	97.7
令和元年6月	783,809	592,852	75.6	68,803,596	145,320,584	47.3	16,674,871	21,685,146	28,462,277	1,636,958	245.1	48,009	4.13	26,130	296
平成30年6月	787,052	609,355	77.4	70,663,790	150,106,119	47.1	17,409,274	22,726,374	29,178,173	1,420,786	246.3	47,884	4.06	26,206	301
対比 (%)	99.6	97.3	97.7	97.4	96.8	100.4	95.8	95.4	97.5	115.2	99.5	100.3	101.7	99.7	98.3
令和元年7月	808,756	623,371	77.1	73,449,409	153,210,599	47.9	17,842,722	23,174,997	30,466,394	1,806,401	245.8	48,874	4.12	26,094	296
平成30年7月	811,434	623,147	76.8	73,808,188	153,780,186	48.0	18,407,766	24,127,034	30,561,160	1,608,231	246.8	49,043	4.01	26,188	300
対比 (%)	99.7	100.0	100.4	99.5	99.6	99.8	96.9	96.1	99.7	112.3	99.6	99.7	102.7	99.6	98.7
令和元年8月	809,173	591,593	73.1	69,025,416	144,347,826	47.8	17,088,674	22,397,963	28,616,858	1,743,017	244.0	48,373	4.04	26,107	295
平成30年8月	812,511	609,788	75.0	70,085,496	148,624,575	47.2	17,594,792	23,128,548	28,958,760	1,567,782	243.7	47,490	3.98	26,212	300
対比 (%)	99.6	97.0	97.5	98.5	97.1	101.3	97.1	96.8	98.8	111.2	100.1	101.9	101.5	99.6	98.3
令和元年9月	782,640	583,782	74.6	67,755,257	141,940,829	47.7	16,172,375	20,993,129	28,091,523	1,656,840	243.1	48,120	4.19	26,102	295
平成30年9月	786,484	595,174	75.7	68,651,195	144,782,416	47.4	17,019,037	22,234,256	28,490,597	1,524,612	243.3	47,869	4.03	26,221	300
対比 (%)	99.5	98.1	98.5	98.7	98.0	100.6	95.0	94.4	98.6	108.7	99.9	100.5	104.0	99.5	98.3
令和元年10月	809,220	604,865	74.7	70,012,263	146,965,640	47.6	16,572,044	21,514,016	29,187,625	1,816,953	243.0	48,255	4.22	26,121	295
平成30年10月	812,685	626,422	77.1	71,454,710	152,730,668	46.8	17,285,747	22,480,360	29,550,257	1,496,926	243.8	47,173	4.13	26,201	299
対比 (%)	99.6	96.6	96.9	98.0	96.2	101.7	95.9	95.7	98.8	121.4	99.7	102.3	102.2	99.7	98.7
令和元年11月	782,977	593,019	75.7	69,603,421	145,448,998	47.9	16,470,480	21,475,179	29,017,899	1,747,163	245.3	48,932	4.23	26,111	295
平成30年11月	786,052	607,794	77.3	69,942,593	149,293,228	46.8	16,954,410	22,121,450	29,221,690	1,492,345	245.6	48,078	4.13	26,197	299
対比 (%)	99.6	97.6	97.9	99.5	97.4	102.4	97.1	97.1	99.3	117.1	99.9	101.8	102.4	99.7	98.7
令和元年12月	809,409	614,299	75.9	76,795,549	156,368,850	49.1	17,788,468	23,262,745	32,094,258	1,981,659	254.5	52,245	4.32	26,113	295
平成30年12月	812,812	629,710	77.5	78,331,116	160,474,657	48.8	18,503,652	24,287,831	32,497,979	1,737,406	254.8	51,608	4.23	26,224	299
対比 (%)	99.6	97.6	97.9	98.0	97.4	100.6	96.1	95.8	98.8	114.1	99.9	101.2	102.1	99.6	98.7
令和2年1月	808,364	568,019	70.3	65,279,022	139,809,277	46.7	15,619,633	20,382,307	27,043,557	1,788,693	246.1	47,610	4.18	26,048	294
平成31年1月	812,944	586,986	72.2	64,405,463	141,793,406	45.4	15,835,122	20,765,983	26,527,017	1,513,742	241.6	45,192	4.07	26,224	299
対比 (%)	99.4	96.8	97.4	101.4	98.6	102.9	98.6	98.2	101.9	118.2	101.9	105.4	102.7	99.3	98.3
令和2年2月	756,322	555,756	73.5	58,530,776	131,623,276	44.5	13,989,036	18,052,420	24,364,772	1,538,977	236.8	43,841	4.18	26,069	294
平成31年2月	731,981	560,046	76.5	63,611,978	136,954,060	46.4	15,466,478	20,026,458	26,307,381	1,459,755	244.5	46,974	4.11	26,147	297
対比 (%)	103.3	99.2	96.1	92.0	96.1	95.9	90.4	90.1	92.6	105.4	96.9	93.3	101.7	99.7	99.0
令和2年3月	808,180	573,223	70.9	49,268,167	125,605,050	39.2	12,182,392	15,450,803	20,609,681	1,404,473	219.1	35,954	4.04	26,055	291
平成31年3月	810,513	617,518	76.2	73,673,696	153,769,511	47.9	17,661,620	23,048,304	30,481,669	1,656,631	249.0	49,362	4.17	26,138	297
対比 (%)	99.7	92.8	93.0	66.9	81.7	81.8	69.0	67.0	67.6	84.8	88.0	72.8	96.9	99.7	98.0
31年4月～2年3月	9,555,281	7,097,890	74.3	804,399,475	1,722,336,155	46.7	193,213,763	251,374,939	334,041,836	20,210,098	242.7	47,062	4.16		
30年4月～31年3月	9,586,086	7,281,440	76.1	840,316,256	1,787,695,785	47.0	205,647,066	269,143,645	347,770,346	18,152,869	245.5	47,761	4.09		
対比 (%)	99.9	97.5	97.6	95.7	96.3	99.4	94.0	93.4	96.1	111.3	98.8	98.5	101.9		

(注意) 1. 運送収入は 税抜き である。
2. 月末車両数・会社数が増車・新規加入等で変動するので、表中の延実在車両数・実車キロ等については対前年の正確な比較はできない。

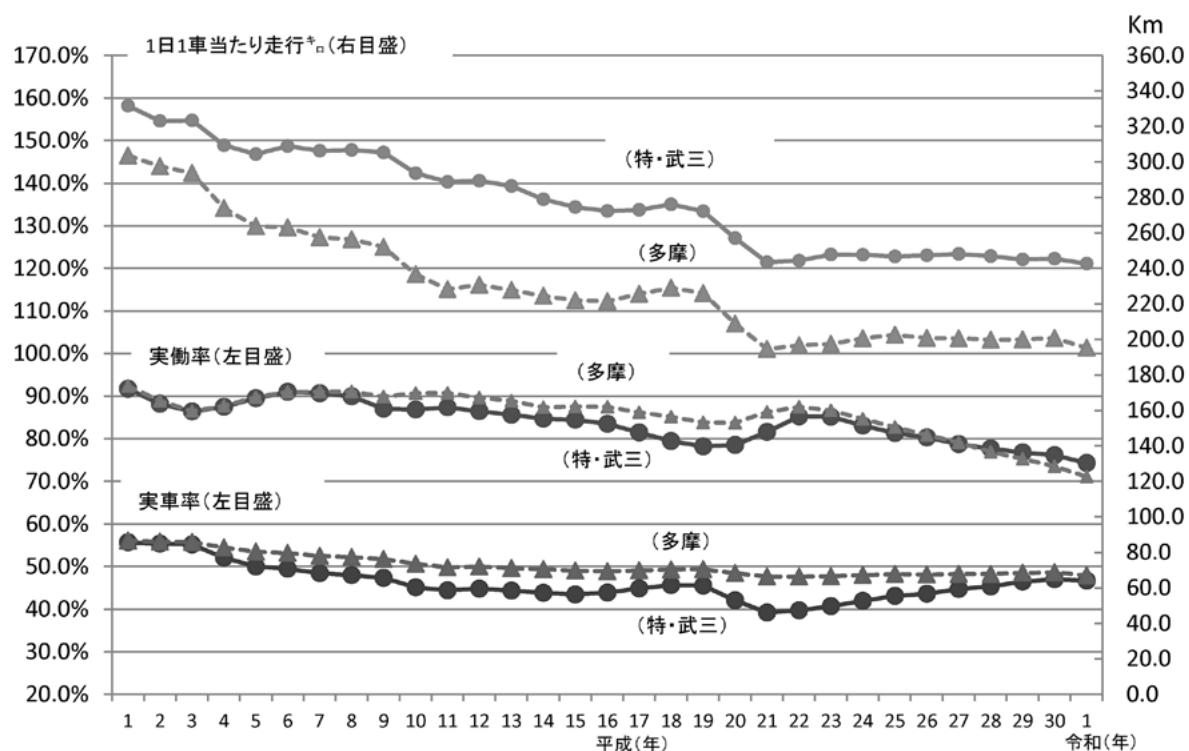
多摩地区 合計 [全事業者]タクシーの輸送実績(税抜き)12ヶ月比較表(令和2年3月) <前年との比較> [資料1-2]

項目	事業用自動車		走行キロ		輸送回数	輸送人員 (人)	税抜 運送収入 (千円)	迎車回数 (回)	実働1日1車当り		1回当り 実車 ^a (キロメートル)	月末現在 実在車両 (両)	会社数 (社)
	延実在車両数 (日車)	実働率	実車キロ (キロメートル)	走行キロ (キロメートル)					走行キロ (キロメートル)	運送収入 (円)			
平成31年4月	95,528	73.1	6,802,155	13,988,596	1,994,345	2,603,750	2,723,016		200.4	39,012	3.41	3,187	65
平成30年4月	96,206	74.4	6,752,700	14,075,658	1,992,377	2,600,868	2,708,090		196.5	37,810	3.39	3,201	65
対比 (%)	99.3	98.3	100.7	99.4	100.1	100.1	100.6		102.0	103.2	100.6	99.6	100.0
令和元年5月	98,723	71.2	6,512,019	13,545,485	1,919,030	2,515,480	2,611,371		192.8	37,168	3.39	3,187	65
平成30年5月	99,241	73.7	6,796,359	14,197,980	2,025,187	2,716,352	2,730,032		194.0	37,310	3.36	3,203	65
対比 (%)	99.5	96.6	95.8	95.4	94.8	92.6	95.7		99.4	99.6	100.9	99.5	100.0
令和元年6月	95,525	72.3	6,741,801	13,854,675	1,981,806	2,608,708	2,707,042		200.5	39,171	3.40	3,184	65
平成30年6月	96,052	75.1	6,993,409	14,418,263	2,072,985	2,702,132	2,808,456		200.0	38,954	3.37	3,203	65
対比 (%)	99.5	96.3	96.4	96.1	95.6	96.5	96.4		100.3	100.6	100.9	99.4	100.0
令和元年7月	98,664	72.6	7,140,134	14,581,475	2,107,214	2,727,679	2,875,741		203.5	40,129	3.39	3,183	64
平成30年7月	99,216	74.1	7,404,011	15,176,579	2,218,357	2,889,067	2,972,959		206.5	40,457	3.34	3,203	65
対比 (%)	99.4	98.0	96.4	96.1	95.0	94.4	96.7		98.5	99.2	101.5	99.4	98.5
令和元年8月	98,626	70.6	7,038,021	14,309,750	2,103,296	2,791,754	2,828,249		205.6	40,628	3.35	3,184	64
平成30年8月	99,216	72.9	7,231,012	14,771,074	2,184,808	2,889,061	2,899,180		204.3	40,105	3.31	3,203	65
対比 (%)	99.4	96.8	97.3	96.9	96.3	96.6	97.6		100.6	101.3	101.2	99.4	98.5
令和元年9月	95,366	71.2	6,524,818	13,406,423	1,902,396	2,479,093	2,622,121		197.4	38,615	3.43	3,182	64
平成30年9月	96,001	73.1	6,910,574	14,119,782	2,060,119	2,697,302	2,785,106		201.3	39,698	3.35	3,199	65
対比 (%)	99.3	97.4	94.4	94.9	92.3	91.9	94.1		98.1	97.3	102.4	99.5	98.5
令和元年10月	98,529	71.2	6,631,374	13,726,581	1,930,227	2,499,482	2,670,095		195.6	38,050	3.44	3,181	63
平成30年10月	98,958	74.2	6,931,498	14,349,523	2,031,935	2,637,941	2,775,368		195.5	37,803	3.41	3,192	65
対比 (%)	99.6	96.0	95.7	95.7	95.0	94.8	96.2		100.1	100.7	100.9	99.7	96.9
令和元年11月	95,345	68.279	6,615,115	13,585,099	1,924,466	2,500,148	2,641,798		199.0	38,691	3.44	3,179	63
平成30年11月	95,663	74.1	6,792,786	14,021,038	1,986,474	2,588,531	2,724,843		197.8	38,437	3.42	3,192	65
対比 (%)	99.7	96.3	97.4	96.9	96.9	96.6	97.0		100.6	100.7	100.6	99.6	96.9
令和元年12月	98,444	72.2	7,453,248	15,041,434	2,117,629	2,745,175	2,977,671		211.6	41,891	3.52	3,178	63
平成30年12月	98,812	74.4	7,839,104	15,774,888	2,249,289	2,941,736	3,148,542		214.7	42,845	3.49	3,190	65
対比 (%)	99.6	97.0	95.1	95.4	94.1	93.3	94.6		98.6	97.8	100.9	99.6	96.9
令和2年1月	98,367	68.3	6,465,002	13,271,519	1,886,105	2,458,601	2,569,060		197.6	38,248	3.43	3,176	63
平成31年1月	98,732	70.2	6,622,686	13,664,442	1,948,388	2,552,526	2,645,485		197.2	38,182	3.40	3,189	65
対比 (%)	99.6	97.3	97.6	97.1	96.8	96.3	97.1		100.2	100.2	100.9	99.6	96.9
令和2年2月	92,101	64.837	5,090,372	11,775,347	1,630,682	2,090,028	2,443,284	583,030	181.6	37,683	3.12	3,180	63
平成31年2月	89,184	65.179	6,202,752	12,824,213	1,822,017	2,341,805	2,489,608	-	196.8	38,196	3.40	3,186	65
対比 (%)	103.3	96.3	82.1	91.8	89.5	89.2	98.1	-	92.3	98.7	91.8	99.8	96.9
令和2年3月	98,439	68.6	4,366,372	10,517,829	1,430,592	1,808,297	2,108,201	504,968	155.9	31,240	3.05	3,178	63
平成31年3月	98,702	73.1	7,230,230	14,746,916	2,110,016	2,751,179	2,998,905	-	204.4	40,178	3.43	3,185	65
対比 (%)	99.7	93.8	60.4	71.3	67.8	65.7	72.7	-	76.3	77.8	88.9	99.8	96.9
31年4月～2年3月	1,163,657	827,374	77,380,431	161,604,213	22,927,788	29,828,195	31,777,649	1,087,998	195.3	38,408	3.37		
30年4月～31年3月	1,165,983	857,231	83,707,121	172,140,356	24,701,952	32,308,500	33,586,574	-	200.8	39,180	3.39		
対比 (%)	99.8	96.7	92.4	93.9	92.8	92.3	94.6	-	97.3	98.0	99.6		

(注意) 1. 運送収入は 税抜き である。
2. 月末車両数・会社数が増車・新規加入等で変動するので、表中の延実在車両数・実車キロ等については対前年の正確な比較はできない。

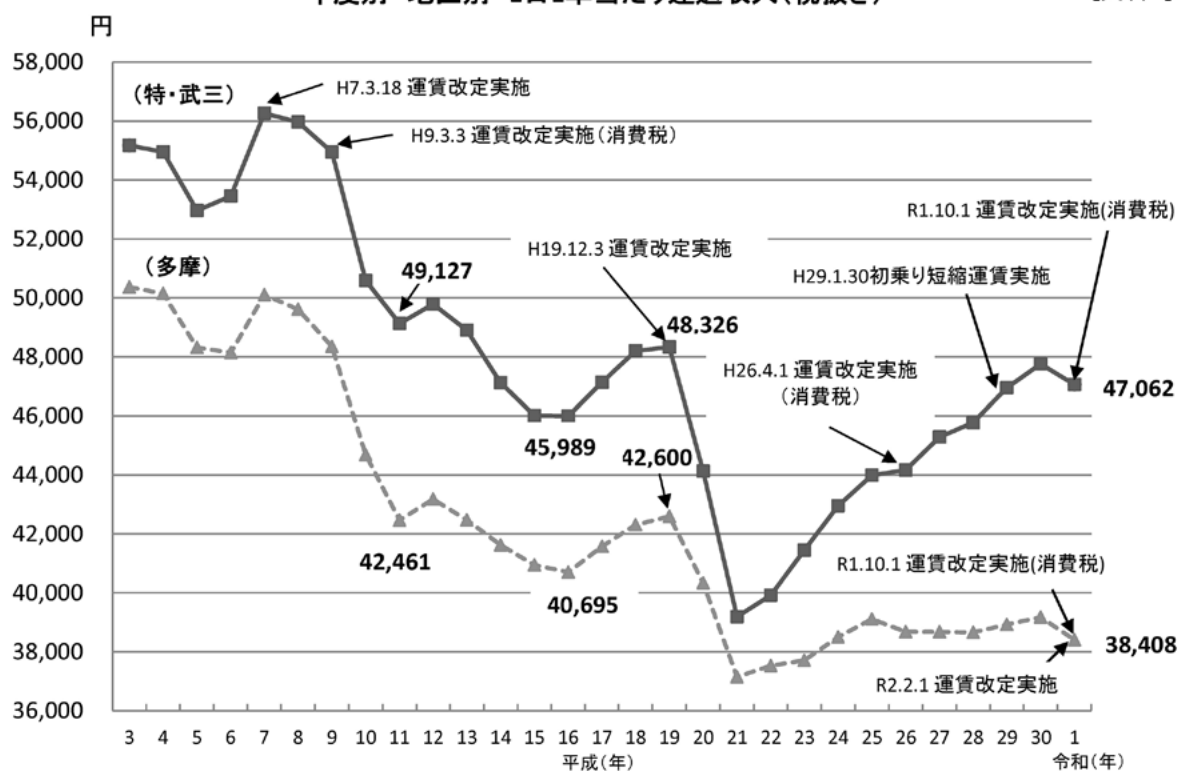
年度別 地区別 実働率・実車率・1日1車当たり走行*

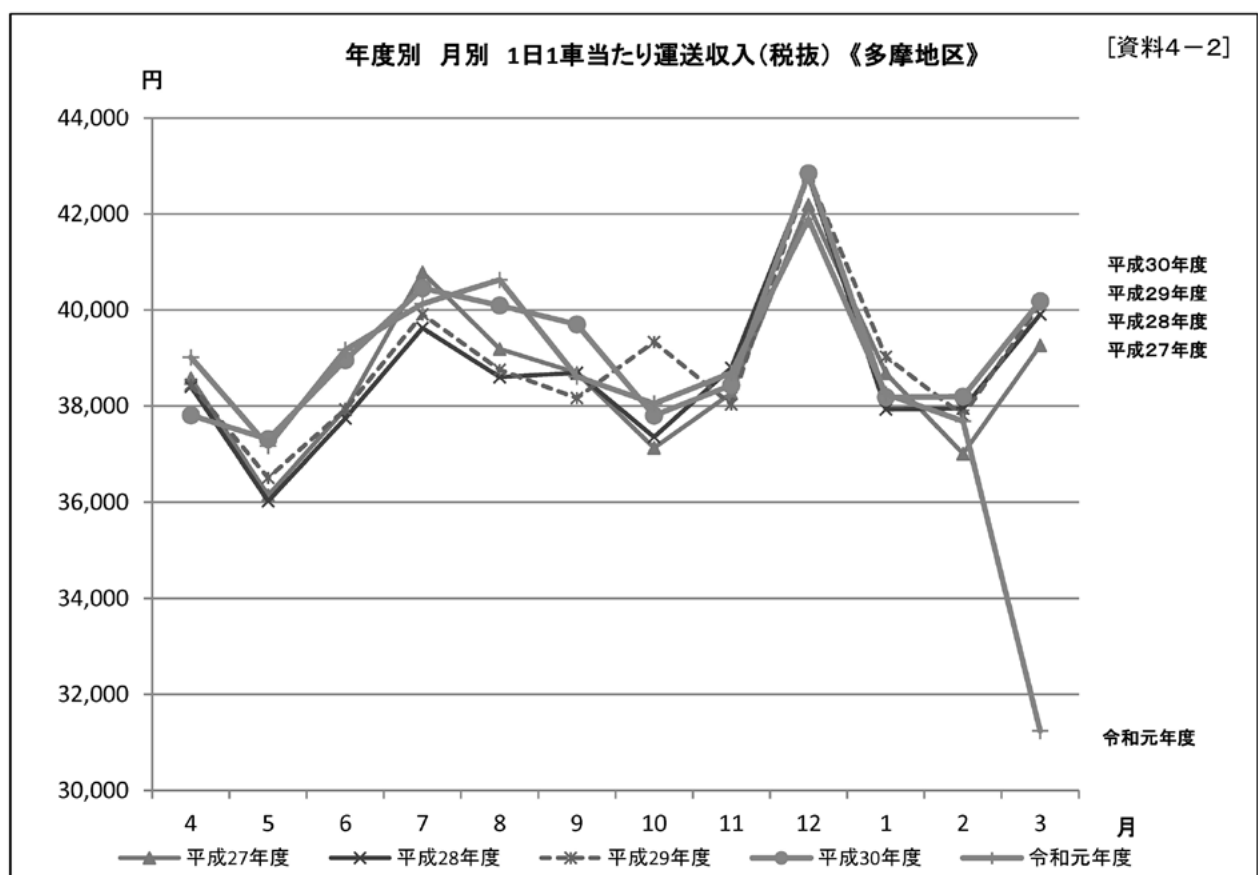
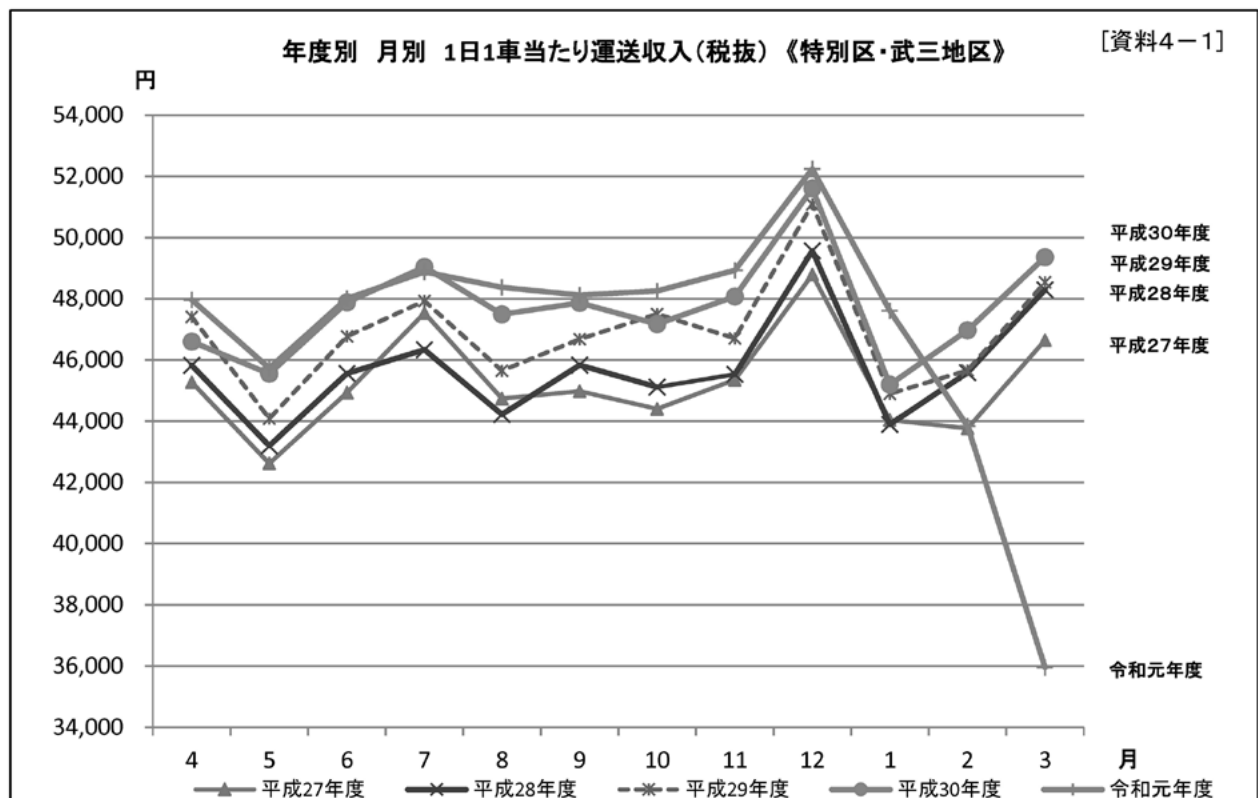
[資料2]



年度別 地区別 1日1車当たり運送収入(税抜き)

[資料3]





年度別輸送実績集計表（特別区・武三地区）

[資料5-1]

項目 年度	事業用自動車		実働率 (%)	走行キロ		実働率 (%)	輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	税抜 運送収入 (千円)	実働車1日1車当たり		1車1回当 り実車 [※] (Km)	消費税率
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)		実車 [※] (Km)	走行 [※] (Km)					走行 [※] (Km)	輸送回数 (回)		
昭和	54	7,708,108	7,137,609	1,193,100,350	2,236,382,737	53.3%	277,091,227	415,103,857	260,214,611	313.3	38.8	36,457	4.3
55	7,793,947	7,242,521	92.9%	1,183,117,578	2,260,562,825	52.3%	274,796,800	410,547,506	274,268,375	312.1	37.9	37,869	4.3
56	7,834,722	7,363,008	94.0%	1,175,939,557	2,284,401,681	51.5%	270,849,936	403,253,703	295,143,850	310.3	36.8	40,085	4.3
57	7,847,021	7,472,593	95.2%	1,200,102,622	2,343,803,056	51.2%	274,421,926	409,064,680	317,431,590	313.7	36.7	42,479	4.4
58	7,894,348	7,577,063	96.0%	1,245,224,143	2,410,462,435	51.7%	281,845,422	418,203,075	332,515,973	318.1	37.2	43,885	4.4
59	7,907,381	7,628,788	96.5%	1,235,332,461	2,436,493,767	50.7%	278,659,265	410,883,605	356,599,965	319.4	36.5	46,744	4.4
60	7,984,678	7,693,561	96.4%	1,262,356,577	2,463,703,172	51.2%	283,961,103	417,335,007	365,796,509	320.2	36.9	47,546	4.4
61	8,015,897	7,720,648	96.3%	1,296,110,727	2,506,690,495	51.7%	290,378,257	426,346,475	375,122,879	324.7	37.6	48,587	4.5
62	8,081,138	7,752,481	95.9%	1,370,559,147	2,560,025,353	53.5%	297,731,874	438,025,937	395,300,010	330.2	38.4	50,990	4.6
63	8,197,679	7,728,051	94.3%	1,413,378,892	2,574,623,466	54.9%	293,177,017	431,591,946	405,845,138	333.2	37.9	52,516	4.8
平成	1	8,426,262	7,730,051	1,427,558,757	2,564,024,706	55.7%	282,314,465	415,364,553	407,676,739	331.7	36.5	52,739	5.1
2	8,857,327	7,812,347	88.2%	1,397,770,377	2,524,166,069	55.4%	266,400,889	392,404,349	428,930,516	323.1	34.1	54,904	5.2
3	9,083,937	7,847,021	86.4%	1,399,846,914	2,537,363,228	55.2%	264,270,081	387,679,693	432,922,379	323.4	33.7	55,170	5.3
4	9,127,661	7,987,404	87.5%	1,287,130,399	2,470,973,018	52.1%	254,163,873	368,950,019	438,925,013	309.4	31.8	54,952	5.1
5	9,055,295	8,104,168	89.5%	1,232,125,620	2,466,561,197	50.0%	255,652,169	370,176,078	429,236,255	304.4	31.5	52,965	4.8
6	8,927,540	8,123,244	91.0%	1,240,553,150	2,509,505,632	49.4%	262,646,882	379,287,432	434,218,473	308.9	32.3	53,454	4.7
7	8,964,633	8,133,357	90.7%	1,206,470,891	2,490,349,812	48.4%	258,991,511	368,429,981	457,599,462	306.2	31.8	56,262	4.7
8	9,046,319	8,139,378	90.0%	1,196,703,626	2,496,389,251	47.9%	258,949,480	366,869,849	455,496,231	306.7	31.8	55,962	4.6
9	9,246,297	8,046,792	87.0%	1,162,436,904	2,456,907,127	47.3%	255,984,010	361,814,495	442,134,190	305.3	31.8	54,945	4.5
10	9,585,425	8,326,792	86.9%	1,102,334,554	2,444,418,587	45.1%	251,991,333	354,470,676	421,206,510	293.6	30.3	50,584	4.4
11	9,562,907	8,353,057	87.3%	1,070,224,997	2,412,308,594	44.4%	248,005,034	347,820,185	410,362,748	288.8	29.7	49,127	4.3
12	9,586,756	8,289,227	86.5%	1,073,601,680	2,398,446,596	44.8%	251,116,110	350,889,906	412,677,049	289.3	30.3	49,785	4.3
13	9,668,192	8,277,267	85.6%	1,050,961,648	2,370,403,636	44.3%	248,335,480	346,787,017	404,781,730	286.4	30.0	48,903	4.2
14	9,936,898	8,417,116	84.7%	1,029,033,363	2,348,170,763	43.8%	247,264,463	346,509,071	396,603,954	279.0	29.4	47,119	4.2
15	10,151,720	8,575,308	84.5%	1,022,572,710	2,354,626,865	43.4%	247,780,917	345,361,913	394,521,208	274.6	28.9	46,007	4.1
16	10,345,062	8,633,930	83.5%	1,031,226,264	2,352,279,931	43.8%	251,113,449	348,391,811	397,068,265	272.4	29.1	45,989	4.1
17	10,708,138	8,720,334	81.4%	1,067,522,820	2,381,228,831	44.8%	259,360,608	357,687,144	411,080,492	273.1	29.7	47,140	4.1
18	10,951,340	8,701,031	79.5%	1,095,822,275	2,403,097,429	45.6%	264,927,434	365,625,242	419,339,617	276.2	30.4	48,194	4.1
19	11,222,247	8,775,795	78.2%	1,086,795,352	2,389,381,358	45.5%	260,863,751	354,730,299	424,099,913	272.3	29.7	48,326	4.2
20	11,349,264	8,915,959	78.6%	963,240,579	2,291,823,411	42.0%	235,502,805	312,318,115	393,431,515	257.0	26.4	44,127	4.1
21	10,950,011	8,936,482	81.6%	853,074,660	2,176,380,311	39.2%	214,577,810	283,796,557	350,209,095	243.5	24.0	39,189	4.0
22	9,818,499	8,369,311	85.2%	812,971,689	2,045,818,104	39.7%	206,021,917	272,080,128	334,093,898	244.4	24.6	39,919	3.9
23	9,345,517	7,956,865	85.1%	802,520,241	1,972,136,438	40.7%	202,140,408	265,876,386	329,747,236	247.9	25.4	41,442	4.0
24	9,300,451	7,730,381	83.1%	802,996,357	1,915,211,746	41.9%	202,837,586	267,785,904	332,061,981	247.8	26.2	42,955	4.0
25	9,505,100	7,729,619	81.3%	821,389,895	1,907,272,876	43.1%	205,493,957	270,668,509	340,001,879	246.7	26.6	43,987	4.0
26	9,567,378	7,683,726	80.3%	828,861,258	1,901,519,559	43.6%	204,331,388	269,020,775	339,389,043	247.5	26.6	44,170	4.1
27	9,617,166	7,567,790	78.7%	839,019,385	1,877,949,800	44.7%	202,852,766	267,577,522	342,730,958	248.2	26.8	45,288	4.1
28	9,539,914	7,411,284	77.7%	829,970,030	1,830,295,420	45.3%	199,539,221	262,880,509	339,255,709	247.0	26.9	45,776	4.2
29	9,564,264	7,342,513	76.8%	835,791,221	1,798,762,692	46.5%	207,512,893	272,362,140	344,716,400	245.0	28.3	46,948	4.0
30	9,566,086	7,281,440	76.1%	840,316,256	1,787,695,785	47.0%	205,647,066	269,143,645	347,770,346	245.5	28.2	47,761	4.1
令和	1	9,555,281	7,097,890	804,399,475	1,722,336,155	46.7%	193,213,763	251,374,939	334,041,836	242.7	27.2	47,062	4.2

年度別輸送実績集計表（多摩地区）

項目 年度	事業用自動車		実働率 (%)	走行キロ		実車率 (%)	輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	税抜 運送収入 (千円)	実働車1日1車当たり		1車1回当 り乗車 ^a (Km)	消費税率
	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)		実車 ^a (Km)	走行 ^a (Km)					輸送回数 (回)	税抜運送収入 (円)		
昭和													
54	945,425	846,256	89.5%	124,567,725	236,374,410	52.7%	31,331,888	43,942,578	27,487,339	279.3	37.0	32,481	4.0
55	946,615	852,230	90.0%	123,397,759	236,613,057	52.2%	31,066,698	43,337,695	29,053,074	277.6	36.5	34,091	4.0
56	952,581	869,161	91.2%	127,275,991	240,217,964	53.0%	31,241,291	43,589,145	30,875,572	276.4	35.9	35,523	4.1
57	953,745	884,237	92.7%	131,931,963	242,176,747	54.5%	31,258,000	43,561,157	33,275,438	273.9	35.4	37,632	4.2
58	960,802	901,253	93.8%	137,927,265	251,870,742	54.8%	32,655,302	45,444,228	35,049,753	279.5	36.2	38,890	4.2
59	964,216	908,156	94.2%	135,656,896	250,317,348	54.2%	32,540,334	45,207,033	37,374,391	275.6	35.8	41,154	4.2
60	976,189	926,568	94.9%	140,980,535	258,658,065	54.5%	34,006,232	47,115,975	38,913,561	279.2	36.7	41,998	4.1
61	990,542	943,318	95.2%	146,536,591	267,888,519	54.7%	35,646,490	49,469,361	40,449,833	284.0	37.8	42,880	4.1
62	1,009,307	959,405	95.1%	156,069,145	282,542,200	55.2%	37,470,424	51,547,473	43,058,991	294.5	39.1	44,881	4.2
63	1,020,020	960,813	94.2%	161,442,478	289,740,104	55.7%	38,021,166	52,108,895	44,761,227	301.6	39.6	46,587	4.2
平成													
1	1,038,149	959,145	92.4%	163,439,658	291,205,586	56.1%	37,675,107	51,419,891	45,377,718	303.6	39.3	47,311	4.3
2	1,072,868	953,894	88.9%	158,509,082	283,768,815	55.9%	36,035,178	49,122,911	47,663,908	297.5	37.8	49,968	4.4
3	1,102,252	953,190	86.5%	156,226,056	279,988,017	55.8%	35,725,413	48,446,415	48,004,920	293.7	37.5	50,362	4.4
4	1,113,442	976,732	87.7%	145,657,237	267,507,741	54.4%	34,604,307	46,693,550	48,977,842	273.9	35.4	50,145	4.2
5	1,119,698	1,005,592	89.8%	142,014,694	265,333,089	53.5%	35,288,373	47,256,548	48,582,972	263.9	35.1	48,313	4.0
6	1,120,668	1,020,081	91.0%	142,657,066	268,442,111	53.1%	36,143,228	48,209,600	49,107,642	263.2	35.4	48,141	3.9
7	1,126,768	1,026,304	91.1%	138,908,197	264,396,833	52.5%	35,671,662	47,348,276	51,427,369	257.6	34.8	50,109	3.9
8	1,128,452	1,028,144	91.1%	137,632,812	263,693,062	52.2%	35,885,267	47,401,612	51,000,780	256.5	34.9	49,605	3.8
9	1,139,558	1,024,989	89.9%	133,582,273	258,333,449	51.7%	35,632,123	47,078,936	49,552,788	252.0	34.8	48,345	3.7
10	1,174,968	1,066,007	90.7%	127,790,614	252,328,764	50.6%	35,265,918	46,250,257	47,628,921	236.7	33.1	44,680	3.6
11	1,213,042	1,100,980	90.8%	125,181,896	251,324,956	49.8%	34,974,066	45,854,638	46,749,120	228.3	31.8	42,461	3.6
12	1,215,074	1,089,014	89.6%	125,469,650	251,178,426	50.0%	35,622,324	46,519,138	47,021,261	230.6	32.7	43,178	3.5
13	1,223,165	1,088,006	89.0%	122,885,940	247,841,012	49.6%	35,361,979	46,245,100	46,211,620	227.8	32.5	42,474	3.5
14	1,276,276	1,115,354	87.4%	123,469,343	250,268,325	49.3%	35,930,381	47,212,788	46,422,085	224.4	32.2	41,621	3.4
15	1,301,238	1,139,506	87.6%	123,853,912	252,848,198	49.0%	36,115,328	47,789,889	46,652,647	221.9	31.7	40,941	3.4
16	1,312,468	1,148,611	87.5%	124,350,985	254,406,730	48.9%	36,471,124	48,211,932	46,743,221	221.5	31.8	40,695	3.4
17	1,330,723	1,147,060	86.2%	126,919,347	258,744,376	49.1%	37,287,492	49,312,077	47,685,578	225.6	32.5	41,572	3.4
18	1,332,425	1,134,530	85.1%	128,042,345	259,827,490	49.3%	37,471,613	49,133,727	47,996,146	229.0	33.0	42,305	3.4
19	1,336,803	1,120,235	83.8%	124,863,955	253,126,293	49.3%	36,525,637	47,618,200	47,722,143	226.0	32.6	42,600	3.4
20	1,330,215	1,113,895	83.7%	112,746,999	232,702,800	48.5%	33,279,762	42,946,529	44,927,556	208.9	29.9	40,334	3.4
21	1,284,871	1,108,782	86.3%	102,783,907	215,768,230	47.6%	30,780,737	39,750,149	41,187,250	194.6	27.8	37,146	3.3
22	1,223,420	1,070,652	87.5%	100,334,947	210,587,758	47.6%	30,137,001	38,846,535	40,178,869	196.7	28.1	37,527	3.3
23	1,201,246	1,041,321	86.7%	98,070,069	205,598,785	47.7%	29,468,325	38,008,209	39,263,399	197.4	28.3	37,705	3.3
24	1,187,126	1,004,731	84.6%	96,660,173	201,548,110	48.0%	29,180,873	37,642,130	38,680,159	200.6	29.0	38,498	3.3
25	1,182,677	978,272	82.7%	95,548,004	198,232,977	48.2%	28,746,276	37,134,088	38,256,886	202.6	29.4	39,107	3.3
26	1,182,940	957,060	80.9%	92,419,170	192,116,002	48.1%	27,603,695	35,713,044	37,017,721	200.7	28.8	38,679	3.3
27	1,192,550	943,836	79.1%	91,206,030	189,372,320	48.2%	27,184,448	35,171,951	36,504,170	200.6	28.8	38,676	3.4
28	1,188,694	914,552	76.9%	88,071,796	182,705,167	48.2%	26,238,623	34,055,603	35,359,623	199.8	28.7	38,663	3.4
29	1,177,729	886,247	75.3%	85,889,772	177,167,439	48.5%	25,538,940	33,316,032	34,495,582	199.9	28.8	38,923	3.4
30	1,165,983	857,231	73.5%	83,707,121	172,140,356	48.6%	24,701,952	32,308,500	33,586,574	200.8	28.8	39,180	3.4
令和	1,163,657	827,374	71.1%	77,380,431	161,604,213	47.9%	22,927,788	29,828,195	31,777,649	195.3	27.7	38,408	3.4

二 広 報 対 策

本年度は、令和元年度広報委員会事業計画に基づいた事業活動のほか、令和元年10月1日実施「消費税率改定」に伴う運賃改定、令和2年2月1日実施「多摩地区」の運賃改定や、新型コロナウイルス感染対策など多方面にわたる広報活動につきまして、下記のとおり実施しました。

1. 2019 8月5日「タクシーの日」の実施

(1) テーマ：8月5日「タクシーの日」

～もっと、あなたのそばへ。東京のタクシータックくん感謝祭 2019～

「ココロを運ぶ一行タクシー 東京物語」の実施

- ① 実施内容：(公社)日本広告制作協会（略称OAC）とタイアップし、タクシーに関するキャッチコピーをタクシーにラッピングし、都内をPR走行しました。
(広報委員各社車両50台、ラッピング実施期間7月上旬～8月初旬)
- ② 実施方法：(公社)日本広告制作協会及び一般に対し、タクシーの日を盛り上げてもらうため、キャッチコピーを募集しました。
- ③ コピーテーマ: ココロを運ぶ一行タクシー 東京物語
「タクシーの共感を醸成するようなキャッチコピー」を目標としました。
公募期間：2019年4月10日（水）～5月10日（金）
延べ応募総数：約500名より約5,600作品の応募がありました。
- ④ 展示など：8月3日（土）開催「タックくん感謝祭2019」にて展示及び最優秀賞、優秀賞の表彰を実施しました。
パネル展示→選定キャッチコピー 50作品
車両展示→最優秀キャッチコピー タクシー車両1台

(2) 「タックくん感謝祭2019」の実施

- ① 開催場所：お台場パレットタウン「パレットプラザ」
開催日時：2019年8月3日（土）11時
実施内容：◇記念式典
- ② 「タックくん愛の基金」募金贈呈式
川鍋会長がCSR活動として実施している（公財）交通遺児等育成基金へ、募金目録を贈呈しました。
- ③ トヨタモビリティ東京(株)と（一社）東京ハイヤー・タクシー協会による「パートナーシップ協定」締結式
平成29年8月に東京トヨペット(株)と（一社）東京ハイヤー・タクシー協会との間で締結された「災害時救済活動に関するパートナーシップ協定」を、平成31年4月にトヨタモビリティ東京(株)としてスタートしたのを機に、内容の充実強化を図る新たなパートナーシップ協定を結びました。
- ④ 【パートナーシップ協定 概要】
1) 平時において・・・ダイバーシティ社会のために。
トヨタモビリティ東京株式会社
○女性乗務員へ、店舗の化粧室を開放します。
○車いす利用のお客様へスロープ板乗降場所として店舗を開放します。

2) 災害発生時・・・救済活動を連携して行います。

トヨタモビリティ東京株式会社

○店舗を一時避難場所としてトイレ、飲み水を提供します。

○日本赤十字社とパートナーシップ協定を結び、災害時は救護ステーションとなります。

(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会

○協会会員各社のタクシーが防災グッズ搭載。救援活動の一助を担います。

⑤ 「ココロを運ぶ一行タクシー 東京物語」表彰式

(公社) 日本広告制作協会の協力により「ココロを運ぶ一行タクシー 東京物語」をテーマにキャッチコピーコンテストを実施、多数の応募作品から、最優秀賞（1名）及び優秀賞（2名）作品を発表、表彰式並びに賞金の授与が行われました。

(公社) 日本広告制作協会 梶原理事長より、コンテストの経緯説明と「OAC奨励賞」作品の表彰を行いました。

⑥ イベント

1) パネル展示ブース

○8月5日「タクシーの日」の由来や最近のタクシーサービスを紹介しました。

○東京で使える配車アプリを紹介しました。

(Japan Taxi、MOV、S.RIDE)

○「ココロを運ぶ一行タクシー 東京物語」の応募作品の中から選ばれたラッピングタクシー50作品を紹介しました。

2) タクシー体験ブース

○タクシーの運転手になってみよう!

子供たちに乗務員用制服・制帽をレンタル、タクシーの日を記念し写真撮影をしました。

○タクシー専用新型車両「JPN TAXI」への試乗を行いました。

○珍しい全国各地のタクシー行燈を展示しました。

3) 縁日ブース

○子供たちに遊んでもらう縁日コーナーを設置しました。

(水ヨーヨー釣り、輪投げなど)

4) 車両展示ブース

○最優秀キャッチコピー作品のラッピングタクシーを展示しました。【シンデレラ24時過ぎても送ります】

○UDタクシーを展示しました。(JPN TAXI、セレナ)

○模擬衝突体験機「シートベルトコンビンサー」を展示しました。

時速約5km/hでの衝突実験を体験して、シートベルトの大切さを学びながら、小学校低学年のお子様でも体験できました。

○子供免許を作成しました。(JAF日本自動車連盟東京支部 協力)

5) インフォメーション・アンケートブース

○「タクシー1万人アンケート調査」に協力いただいた来場者へ、クオカードをプレゼントしました。(先着300名限定)

○タクシー関連のパンフレット設置と配布しました。

6) 大道芸人やバルーンパフォーマーによるショウタイムを開催しました。

⑦ 事前PRの実施

(1) 6月下旬及び7月下旬に、下記の事前PRを実施しました。

- 1) 協会ホームページ内にて、「タクシーの日PRサイト」を開設しました。
- 2) (公社)日本広告制作協会と連名でプレスリリース、協会ホームページ掲載と、国交省、東京都庁各記者クラブ及び業界専門紙へリリース資料を配布しました。東京新聞、日刊スポーツ新聞およびフジテレビ情報番組「めざましテレビ」で紹介されました。

2. 消費税率改定に伴う運賃改定実施に関する広報の実施

令和元年10月1日より実施された消費税率改定に伴う運賃改定（東京都特別区、武蔵野市・三鷹市地区及び多摩地区）について、一般利用者、マスコミ及び会員事業者に対する広報活動を、下記のとおり実施しました。

- ① 一般利用者向け
協会ホームページにて、令和元年9月10日にプレスリリースのページアップによるPRを実施しました。
- ② マスコミ向け
令和元年9月10日に国交省、都庁各記者クラブ及び業界専門紙にて、プレスリリース資料の投げ込み実施と、問い合わせに対応しました。
- ③ 会員事業者向け
料金表示ステッカー、運賃料金表、東タク協ニュース（事業所掲示ポスター）、指さし外国語シート（改定板）及び羽田空港・成田空港・東京ディズニーリゾート定額運賃シート（改定板・指さし外国語シート差し込み用）の各資料を配布しました。
- ④ 羽田空港国際線と国内線各ターミナルに設置の「羽田空港定額運賃」パンフレットの改定版を作成し、東京国際空港ターミナル（TIA T）及び日本空港ビルデングへ改定版の入れ替え設置を依頼しました。

3. 「多摩地区」の運賃改定実施に関する広報の実施

令和2年2月1日より実施された「多摩地区」運賃改定について、一般利用者、マスコミ及び会員事業者に対する広報活動を、下記のとおり実施しました。

- ① 一般利用者向け
協会ホームページにて、令和2年1月にプレスリリースのページアップによるPRを実施、また多摩地区ホームページにおいて、「運賃料金表」や「Q & A」の修正リニューアルページによるPRも実施しました。
- ② マスコミ向け
令和2年1月に国交省、都庁各記者クラブ及び業界専門紙にて、プレスリリース資料の投げ込み実施と、問い合わせに対応しました。
- ③ 会員事業者向け
料金表示ステッカー、運賃料金表、東タク協ニュース（事業所掲示ポスター）、羽田空港・成田空港・東京ディズニーリゾート定額運賃シート（改定版・指さし外国語シート差し込み用）の各資料の作成と配布しました。
- ④ 三多摩支部の会員事業者及び管理者がタクシー乗り場にて、乗務員がタクシー車内にて、それぞれ一般利用者へ配布したPR資料のほか支部独自の下記の取り組みについて協力しました。
 - a) マスク20万個（運賃料金改定PR紙入り）作成

- b) ホッカイロ1万個（運賃料金改定PR紙入り）作成
- c) PRリーフレット3万部（三つ折り）作成
- d) 朝日新聞及び読売新聞多摩版への広告掲載のための資料データやJCOMで放映のための資料データの提供等

4. 新型コロナウイルス感染対策に関する広報の実施

（1）プレスリリースの実施

令和2年2月14日に「新型コロナウイルスに対する感染予防と健康管理の徹底について」の内容によるプレスリリースを、更に令和2年2月20日に追加として、「新型コロナウイルス感染予防に関する利用者の皆様へのお願い」の内容によるプレスリリースを、国交省、都庁各記者クラブ及び業界専門紙へリリース資料を投げ込むとともに、協会ホームページにてプレスリリース資料を公開しました。

なおリリース資料には、国交省と全タク連からの通達文書、アルコール消毒液などの現状紹介や、タクシー車内の感染予防対策など関係資料を添付しました。

（2）協会webマガジンT's life掲載用緊急取材の実施

新型コロナウイルス感染対策について、協会会員事業者の現状を紹介するため、令和2年3月4日に日本交通株式会社千住営業所を訪問し、下記のとおり緊急取材を実施、T's life「タクシーナリー」にて掲載しました。

- ① 営業所内点呼、出庫前点検、帰庫後の清掃など、新型コロナウイルス対策に関する社内風景写真を撮影
- ② 管理者（営業所長）へのインタビュー
（新型コロナウイルス感染拡大について事業としての影響、営業所内での対策及び今後の取り組みなどについて）

5. その他の主な広報活動の実施について

（1）令和元年度「子ども霞ヶ関見学デー」（国交省主催）への参加

全タク連に協力し、令和元年度「子ども霞ヶ関見学デー」（国交省主催）に、協会広報委員会及び女性タクシー経営者の会主要メンバーが参加しました。【8月7日（水）～8日（木）に国土交通省にて開催】

- ① 主な実施内容
 - タクシー車両の展示（JPN TAXI、UDタクシー、ロンドンタクシー）
 - こども向けタクシー制服着用体験撮影会の開催
 - ミニカー、ウェットティッシュ、うちわの配布
 - 領収書発行機や防犯灯など関連機器の展示
 - 配車予約アプリPRポスターの展示
 - 世界のタクシー紹介やミニカーで遊べるコーナーの設営

（2）2019「東京のタクシー」、協会ホームページ及びwebマガジン「T's life」によるPRの実施

- ①今年度は「令和-新時代から次世代へかけめぐる東京のタクシー!」をメインテーマとして、現在及び今後業界として取り組んでいく施策や最新統計資料などの内容を中心として、2019「東京のタクシー」を発行し、一般利用者、学識経験者、マスコミ関係等へ配布し、業界の現況について理解を求めるための広報活動を推進しました。

- ②今年度は協会webマガジンT's life「スマートクルー」コーナーでは、3社のタクシー乗務員へのインタビューを実施し掲載「タクシーナリー」コーナーでは、業界の安全への取り組み、行燈の歴史と現在・未来、AIタクシーへの取り組みと課題、新型コロナウイルス感染対策をテーマに会員事業者や関係業者へインタビューを掲載しました。

(3) CSR活動の実施

①「タクシー防災レポート車」の運行

平成8年1月17日より「タクシー防災レポート車」がスタートし、令和2年3月現在、ニッポン放送関係35社36台・レポーター120名、TBSラジオ関係32社34台・レポーター107名、計67社70台のレポート車が選任され、227名のレポーターにより運行されております。

本年度は、第12次第2回（通算24回）「タクシー防災レポーター研修会」（TBSラジオ関係）及び第13次第1回（通算25回）「タクシー防災レポーター研修会」（ニッポン放送関係）を下記の通り実施しました。

②TBSラジオ関係

日 時 平成31年4月22日（月） 午前10時30分より正午

場 所 赤坂・TBS放送センター

開会挨拶 （一社）東京ハイヤー・タクシー協会 広報担当副会長 藤原廣彦

挨拶 TBSラジオ常務取締役編成局長 古川博志

10年以上継続協力レポーター表彰及び第12次レポーターへの委嘱状授与

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会 広報担当副会長 藤原廣彦

（講義）

災害時・命を守るには

（公財）市民防災研究所 特別研究員 岡島 醇氏

災害時・ラジオとタクシーで何ができるか

TBSラジオ ニュース統括編集長 鳥山 穰氏

閉会挨拶 （一社）東京ハイヤー・タクシー協会 広報委員長 太田祥平

③ニッポン放送関係

日 時 令和元年12月2日（月） 午前10時より正午

場 所 有楽町・ニッポン放送「イマジスタジオ」

開会挨拶 （一社）東京ハイヤー・タクシー協会 広報委員長 太田祥平

挨拶 ニッポン放送執行役員局長 瀬尾伊知郎

10年以上継続協力レポーター表彰及び新規レポーターへの委嘱状授与

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会 広報委員長 太田祥平

講義

1) タクシー防災レポーター制度に期待するもの

ダイナックス都市研究所研究員 鈴木敏夫氏

2) ニッポン放送の震災時の報道について

ニッポン放送報道部解説委員 森田耕次氏

3) 閉会挨拶 （一社）東京ハイヤー・タクシー協会

広報副委員長 小池 均

(4) サービス向上に関する改善対策

① エコカードの運用

タクシー車内に設置のエコカードの運用によりお客様からフィードバックする仕組みも、各無線協組・グループや三多摩支部の協力を得て、引き続き実施しました。

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間で、8,553枚回収され、今年度もその内容を『2019エコカード関係報告書』としてとりまとめ、乗務員指導教育及びサービス改善の参考資料として活用していただくよう、会員各社及び関係方面に配布しました。

② タクシー1万人アンケート調査の実施

今年度も、昨年度の結果を踏まえ、アンケート項目を特別区・武三交通圏と三多摩交通圏に分け、調査用紙については、協会会員事業者のタクシー乗務員から利用者へ直接配布（特別区・武三交通圏）及び主要タクシー乗り場でのタクシー利用者へ配布（三多摩交通圏）しました。

また、今年度は8月3日（土）開催の「タクシーの日」イベントにおいても、来場者へ配布しました。

回収については、1,055通（回収率10.5%）という結果でしたが、従来とは異なり、設問を地域で分けたことにより、今まで見えなかった傾向等が集計結果に表れてきたように思われました。

なお、集計結果は令和元年11月に『タクシーに関するアンケート調査報告書』としてとりまとめ、サービス改善の参考資料として活用していただくために、会員各社や関係方面に配布しました。

（5）マスコミ等への取材対応

（令和元年）

① 7月12日 日刊スポーツ

【JPN TAXIの導入状況とPR対策やタクシー乗務員の労働環境と今後の取り組みなどについて】

（令和2年）

① 2月4日 野村総合研究所（野村証券のシンクタンク）

【最近のタクシー業界の現状について】

三 労務対策

1. タクシー事業における働き方改革の実現に向けた取組

会員が「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）の目標の達成及び「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関係法」という。）」の施行に対応するため、次の支援を行いました。

- （1）働き方改革関係法等に対応し、就業規則の見直し等を進めるため、変形労働時間制度の適正な運用、労働時間の適正な把握、年次有給休暇の5日取得の義務化、累進歩合制等賃金制度の改善等について、平成30年度就業規則検討部会の検討結果を踏まえて編集・出版した「タクシー事業のためのモデル就業規則」を配布し、「就業規則改定セミナー」その他各種講習会において説明するなどにより会員を支

援しました。

- (2) 令和2年4月から適用になる自動車運転者を除く事務職等の一般労働者に係る上限規制等について、「働き方改革と時間外労働協定の締結・届出に関する講習会」を開催し、周知しました。また、時間外・休日労働に関する協定（36協定）に関するQ&A及びエクセル届出様式（記載例を含む。）を作成し会員に提供しました。
- (3) 「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、長時間労働の是正や働き方改革に積極的に取り組む事業者を求職者から見える化する「運転者職場環境良好度認証制度」について会員に情報提供を行いました。
- (4) 「自動車運転者の労働時間等改善基準」（以下「改善基準」という。）の遵守について、各種講習会等で説明し、また、厚生労働省委託事業で作成された改善基準教育・研修ツールを周知しました。

2. 若年労働者の雇用促進と女性労働者の活躍のための条件整備

乗務員の高齢化や人材の確保難が続く中、若年労働者を中心とする雇用の促進や女性労働者の活躍を図るため、次の事項を実施しました。

- (1) （公財）東京しごと財団から受託した「団体別採用力スパイラルアップ事業」（平成30年度・令和元年度）の第2次支援として、全会員に対し、上記1の（1）の就業規則改定セミナーの開催、進化するタクシーの仕事とその魅力を発信するための冊子「タクシードライバーの仕事NAVIGATION GUIDE」を作成し、また、乗務員の人材確保に関する好事例集の作成と配布を行いました。
また、本事業参加企業（29社）については、課題対策セミナー等への参加、就業規則改定コンサルティングや課題対策別コンサルティング等を受け、合同企業説明会（5回）を開催しました。
- (2) 東京労働局及び都内ハローワークに対して、業界としてアクションプランに取り組み、長時間労働の改善、働く環境の整備を進めていることなどを説明し、タクシー業界の人材確保への支援を要請したところ、各地のハローワークにおいて、タクシーの業界説明会、ミニ面接会の開催、職場見学会の実施、上記（1）の冊子「タクシードライバーの仕事NAVIGATION GUIDE」の求職者への配布、及び合同企業説明会への参加勧奨などの支援を得ました。
- (3) 若年労働者及び外国人労働者等採用促進のため、普通2種免許の取得要件の緩和の動向及び留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用して幅広い業務（観光客（集客）のための企画・立案や通訳を兼ねた観光案内を行うタクシードライバーを含む。）に従事することを認める「留学生の就職支援に係る『特定活動』（本邦大学卒業者）についてのガイドライン」等について、会員に情報提供しました。
- (4) 女性ドライバー応援企業認定制度の認定企業数については、同制度が創設された平成28年度に70社が認定を受け、その後16社（今年度4社）増加し、現在86社となっています。

3. 賃金問題の改善について

東京都最低賃金額（1時間1,013円、前年985円）の大幅な引上げについて、公示後速やかに周知しました。最低賃金の遵守について、低営収の一部の乗務員について問題が生じているため、賃金制度の見直しや、適正な労働時間管理を行う等の手法により最低

賃金違反とならないための賃金制度等について情報提供しました。

4. 安全管理・健康管理の促進

平成30年のハイヤー・タクシー業の労働災害が、年間約500件発生し、その内6割が交通労働災害であることから、東京労働局が推進する「ハイヤー・タクシー業交通労働災害防止運動」に協賛し、交通事故防止委員会と連携し、事故防止講習会等で、「交通労働災害防止ガイドライン」に係る総点検、ヘッドレストの適正設置及び転倒防止の取組について、周知しました。その結果、前年に比べ交通事故は65件、転倒災害も23件減少しました。しかし、死亡災害は、転倒災害で2件、交通事故で1件発生しました。

また、乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協力会と連携し、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努めました。

5. 労働関係法令等に関する情報の提供

改正労働基準法、改正労働安全衛生法、短時間労働者及び有期雇用労働者等に関する雇用管理の改善等に関する法律（不合理な待遇の禁止等）、改正健康増進法（原則屋内禁煙）短時間労働者の社会保険の適用拡大などについて周知を図りました。

また、働き方改革を推進するための関係法律の附帯決議に盛り込まれた「改善基準の総拘束時間等の改善についての見直し」について、「厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会・自動車運転者労働時間等専門委員会」の設置、今後のスケジュール等について情報提供しました。

6. 新型コロナウイルスの感染の拡大に伴い、感染防止対策及び雇用維持の關係の助成金等労働関係情報について、情報提供しました。

7. 労務委員会検討部会の活動

平成30年度就業規則部会がとりまとめた「タクシー事業モデル就業規則」（CD-ROM付き）を編集の上、労働調査会が出版し、全国で約3,000部の売上げがありました。

8. 労務管理セミナーの開催

今年度は労務管理セミナーを次のとおり4回開催しました。なお、就業規則改定セミナー3回のうち2回は、「団体別人材力スパイラルアップ事業」の一環として行い、「働き方改革と時間外労働協定の締結・届出に関する講習会」は東京労働局の支援を受けて、それぞれ実施しました。

（1）就業規則改定セミナー

令和元年7月1日（参加者110人）、同月2日（参加者135人）、同月18日（参加者61名）、「タクシー事業のためのモデル就業規則」を用いて、

- ①働き方改革を進める上での就業規則の重要性
- ②就業規則の基礎知識
- ③モデル就業規則・従業員就業規則の逐条解説と留意事項
- ④モデル就業規則・職種別就業規則の逐条解説と留意事項
- ⑤就業規則の自主点検チェックリストの説明

(2) 働き方改革と時間外労働協定の締結・届出に関する講習会

令和元年11月15日（参加者164人）

①タクシー業界を巡る諸情勢について（講師 労務委員長）

②働き方改革について（東京労働局労働基準部監督課）

③時間外労働協定の締結と協定届について（東京労働局労働基準部監督課）

④タクシー事業を取り巻く状況について（東京運輸支局）

9. 労働基準監督署別ハイタク労務管理研究会の推進

各労働基準監督署別に組織されているハイタク労務管理研究会における活発な活動を促進するため、改正労働基準法、改正労働安全衛生法、最低賃金法、自動車運転者改善基準告示などの関係法令について時宜に適した課題やテーマを設定の上、関係資料を作成・提供して説明するなどの支援を行いました。

10. 実態調査

労務対策等の検討に資する基礎データとして、①年齢別乗務員実態調査、②外国人ドライバーの採用状況調査、③改正タクシー特措法の国会附帯決議において求められているフォローアップ調査、④アクションプランフォローアップ調査を実施しました。

11. 労働団体との懇談会の開催

東京ハイタク労働団体、自交総連東京地連及び交通労連との懇談会をそれぞれ随時開催し、意見交換・情報交換を行いました。

四 交通事故防止対策

タクシーは公共交通機関として『安全・安心輸送』の社会的使命を果たさなければならない。そのため、「事業用自動車総合安全プラン2020」の削減計画に基づき、本年度も人身事故10%減（前年比）、死亡事故（一当）ゼロ、飲酒運転ゼロ及び覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロの目標を設定して、関係機関、団体との緊密な連携のもと、次の事故防止対策を実施しました。

1. 運輸安全マネジメントへの対応

事業者の運輸安全マネジメントへの取り組みを推進するとともに、死亡事故、飲酒運転、無免許運転及び過労運転等の悪質運転の絶無、更には、人身事故削減を図るため、出庫時、帰庫時の確実な対面点呼の実施並びに社内研修の充実を呼び掛けました。

とりわけ、体調急変に伴う事故を防止するための対策として「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」「心臓疾患大血管疾患対策ガイドライン」の活用を図るほか、業務中における乗務員の連絡体制の構築やタクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」を活用した安全運転の励行を図るよう呼び掛けました。

2. セーフティドライバー・コンテストの実施

警視庁は、適切な運行管理と運転者に交通ルールの遵守と運転マナーの向上を呼び掛け、交通事故・交通違反を防止するために、「令和元年度セーフティドライバー・コンテスト」を令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6か月間実施しました。

当協会もこの趣旨に賛同し、後援団体として、「令和元年度セーフティドライバー・コンテスト実施要領」に基づいて積極的な参加を呼び掛け、3,514組17,570名の参加を得て実施しました。

達成率上位の優秀支部及び成績優秀上位の事業者の表彰式は、警視庁交通部参事官並びに自動車安全運転センター東京都事務所長を来賓に迎え、令和2年6月18日（木）午後2時00分から自動車会館2階小会議室で挙行する予定です。

3. 高齢タクシードライバー交通安全教室への参加

都内の65歳以上の法人タクシー乗務員が関与する交通事故（一当）は、依然として約3割と高い割合を占めていることから、警視庁は、これら交通事故を減少させるため、春・秋の全国交通安全運動中の4月10日（水）、8月28（水）に「高齢タクシードライバー交通安全教室」を開催しました。当委員会では、会員各社に呼びかけ65歳以上の乗務員等の参加募集を行い、計32名を参加させました。

4. 健康起因事故防止のための取組に関するアンケート調査への協力について

国土交通省自動車局安全政策課から全国ハイヤー・タクシー連合会を通じて健康起因事故防止のための取組に関するアンケート調査への協力依頼に基づき、交通事故防止委員会委員の7社、乗務員指導委員会委員8社に協力を要請し、本事業に協力しました。

5. 交通事故防止各種運動の実施

関東運輸局東京運輸支局並びに警視庁交通部等の協力のもとに次のとおり実施しました。

（1）春・秋の全国交通安全運動の実施

春の全国交通安全運動（平成31年4月5日（金）から15日（月）の間）並びに秋の全国交通安全運動（令和元年9月21日（土）から30日（月）の間）の実施に際して、関東運輸局東京運輸支局長通達に基づく実施細目（ハイ・タク事業）に基づき、本運動の効果的な推進を図るよう会員各位に周知しました。

また、各事業場にはポスターの掲示、チラシ、パンフレットの配布、懸垂幕、立看板の掲出、リボンの着用、広報誌等の備え置きを行い意識の高揚を図りました。

（2）夏季における輸送の安全確保の実施

観光地等への輸送需要が増大する夏季の多客期における旅客輸送の安全確保及び事故防止の徹底を図るとともに、安全意識の高揚を図ることを目的として、令和元年7月25日（木）から7月31日（水）の1週間、安全総点検実施要領及び実施細目に基づき、「夏季の輸送安全総点検自主点検表（タクシー）」を使用した確実なる点検をお願いしました。

(3) 夏季の交通事故をゼロにする運動の実施

- ① 夏場の暑さによる注意力の散漫、低下等による事故多発の恐れもある時期であることから、交通事故ゼロを目標とし、毎月5日は『タクシー事故ゼロの日』とした交通事故防止の啓蒙活動と合わせて強力に展開し、より一層の交通事故防止の徹底に努め、安全・安心な旅客輸送サービスの提供を図るために、令和元年8月1日（木）から8月31日（土）までの1ヶ月間「夏季の交通事故をゼロにする運動」の実施要領を定め推進しました。
- ② 本運動に併せて特別街頭指導を行うこととし、「乗務員に対する交通事故防止の呼び掛け活動実施要領」を作成して、令和元年7月29日（月）及び30日（火）の2日間、当委員会の委員全員で都内の主要タクシー乗り場10箇所に出向き交通事故防止のためのチラシ等を乗務員に手渡し、安全運転の励行と交通ルールの遵守について呼び掛けを行いました。

(4) 事業用自動車総合安全プラン2020の推進

～安全プラン2020の削減目標達成に向けて～

国土交通省から示された「事業用自動車総合安全プラン2020」に基づき、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会及び関東運輸局において示された事故削減の目標を踏まえて、当委員会において東京の目標値を定め、人身事故総量抑制対策として「夜間における歩行者の信号無視・横断禁止場所横断等の事故防止対策」、死亡事故抑止対策として「深夜帯等の路上寝込み者等の轢過事故防止対策」、「飲酒運転・覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロ」を重点的に行うこととして会員各位に事故削減に向けた対策の実施をお願いしました。

(5) 年末繁忙期における乗務員に対する交通事故防止の呼び掛け活動の実施

令和元年12月10日から令和2年1月10日まで実施される「年末年始の輸送等に関する安全総点検」の推進に併せて、年末年始のタクシー関与の交通死亡事故を抑止することを目的として、「年末繁忙期における乗務員に対する交通事故防止の呼び掛け活動実施要領」を作成して、12月20日（金）及び23日（月）に当委員会の委員全員で都内の主要タクシー乗り場10箇所に出向き交通事故防止のためのチラシ等を乗務員に手渡し、安全運転の励行と交通ルールの遵守について呼び掛けを行いました。

(6) 路上横臥者等に係る事故の未然防止対策の実施

都内に於けるタクシー関与の交通死亡事故は、令和元年1月から12月にかけて、8件中、1件が道路上に横臥している歩行者を轢過したことによる死亡事故であり、これら路上横臥者等の轢過事故が例年、秋口から年末にかけての薄暮時から夜間に多発する傾向にあることから、「早めのライト点灯（トワイライトオン）」と「ライト上向き走行（ハイビーム）の活用」を最重要課題として、薄暮時から夜間における路上横臥者等に係る事故の未然防止を図るため、関東運輸局、東京運輸支局の協力を得て、実車とダミーを用いて路上横臥事故を再現した映像を作成し、協会HP会員専用サイトに動画を閲覧できるようにいたしました。さらに、関東運輸局では、本動画を乗務員教育用に編集した映像集として、関東運輸局HPに公開されましたので、会員事業者に活用するよう周知しました。

(7) 信号機のない横断歩道における横断歩行者等の優先活動の実施

警視庁交通部から「下谷交通安全パレード」に伴う参加協力依頼に基づき、下谷署管内の交通事故防止委員会委員会社に参加協力を要請し、本パレード事業に協力いたしました。また、警視庁作成の「歩行者保護推進ステッカー」を会員の台東区および墨田区に本社または営業所がある会社へ1,500枚送付しました。加えて、警視庁新宿警察署及び西新井警察署から、秋の全国交通安全運動に伴い、信号機のない横断歩道における歩行者安全対策を強化するための歩行者優先意識の啓発活動への参加協力依頼に基づき、交通事故防止委員会委員会社の管理者等が参加協力しました。

また、信号機のない横断歩道手前における減速と横断中及び横断開始前の歩行者等の優先保護対策として、ロードリーダーであるタクシーが率先して歩行者保護に努め、業界の取り組みを広く一般の方にもお知らせすることにより、歩行者等との交通事故の削減を図ることを目的とした、車外貼付用ステッカー「横断歩道では歩行者を優先します」を40,000枚作成し、会員事業者のタクシー車両用に配布しました。

(8) 年末・年始の輸送安全総点検の実施

- ① 年末・年始の繁忙期における安全輸送の確保を図るため、令和元年12月10日（火）から令和2年1月10日（金）までの1か月間、重点点検事項、点検事項等の具体的推進事項を定め輸送安全総点検を実施しました。
- ② 本総点検の趣旨の徹底を図るために、国土交通省作成のポスター「年末・年始輸送安全総点検」を配布して、期間中の輸送安全に係る広報啓発活動を展開しました。
- ③ 会員各社は、具体的な計画を定めて総点検を実施するとともに、垂れ幕、立看板、リボン等を各事業場で作成して、本運動を積極的に推進して交通事故防止に努めました。

(9) 降積雪時における輸送の安全確保の徹底

例年12月及び1月の都内の降積雪時には、タクシーのスリップ事故が懸念されることから、積雪や道路の凍結時には早期にスタッドレスタイヤ、タイヤチェーンを装着するなど、気象情報や降雪状況を適時に把握し、輸送の安全に万全を期すよう周知いたしました。また、冬用タイヤは、駆動輪のみの装着では、旋回性能が夏用タイヤ並みで挙動が安定せず、効果がないため、冬用タイヤの全車輪装着の徹底を周知しました。

(10) シートベルト着用状況の調査・指導の徹底

- ① 春、秋の全国交通安全運動並びに年末年始の輸送安全総点検の実施の際、乗務員のシートベルト着用状況並びに後部座席のシートベルトが常時着用可能状態にあるかの調査・指導を東京運輸支局整備部門、ハイ・タク交通共済、都個協及び警視庁交通部の合同で令和元年5月20日（月）、9月27日（金）、12月12日（木）のいずれも13時30分から東京駅丸の内南口及び八重洲口乗り場、新宿駅西口地下及び京王デパート前乗り場で実施しました。

乗務員のシートベルトにクリップ（安全ピン）等を挟んでベルトを弛ませている状況が散見されたため、その場で乗務員に指導しました。

- ② シートベルト着用調査・指導の際に、春・秋の調査においては、直近のタクシー関与の死亡事故に基づく警視庁交通部作成の交通安全情報（チラシ）、年末年始の調査においてはシートベルト着用啓発チラシ及び都内で発生した死亡事故7件の安全情報チラシを配りながら事故防止の呼び掛けを行ないました。

(11) 事故防止責任者講習会の開催

春・秋の全国交通安全運動の実施に際して「事故防止責任者講習会」を次のとおりハイ・タク交通共済の協賛により開催して交通事故防止の徹底を図りました。

【第46回事故防止責任者講習会】

日 時 平成31年4月25日（木）13時30分～

場 所 北とびあ「さくらホール」

1. 開会の挨拶

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会 副会長 秋山 利裕

2. 来賓挨拶

（1）警視庁交通部交通総務課 管理官 功刀 正樹 氏

（2）関東運輸局東京運輸支局 首席陸運技術専門官 福嶋 正男 氏

3. 講習項目

特別講演『タクシー事故は防げる ～防衛運転が最良の決めて～』

交通安全アドバイザー 長森 紀紘 講師

4. 総評

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会交通事故防止委員長 坂本 篤史

5. 閉会の挨拶

東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合 副理事長 保岡 政利

○ 参加人員 295社 640名

【第47回事故防止責任者講習会】

日 時 令和元年9月20日（金）13時30分～

場 所 大田区民ホール「アプリコ」

1. 開会の挨拶

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会 副会長 秋山 利裕

2. 来賓挨拶

（1）警視庁交通部交通総務課 交通安全組織係長 神 賢也 氏

（2）関東運輸局東京運輸支局 首席陸運技術専門官 福嶋 正男 氏

（3）東京労働局労働基準部 安全課長 直野 泰知 氏

3. 講習項目

特別講演

（1）『運転従事者に於ける脳MRI健診の意義』～健康起因による交通事故撲滅を目指して～

（一社）運転従事者脳MRI健診支援機構業務部長 野口 一郎 講師

（2）『我が社の交通事故防止対策について』

足立タクシー株式会社専務取締役 服部 応秀 講師

（3）『ハイタク事業における総合安全プラン2020について』

（一社）東京ハイヤー・タクシー協会交通事故防止委員長 坂本 篤史

4. 閉会の挨拶

東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合 副理事長 保岡 政利

6. 令和元年度事故防止対策支援推進事業の促進

令和元年度自動車事故対策費補助金については事故防止対策支援促進事業として、『先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置）』、『運行管理の高度化（デジタルタコグラフ及びドライブレコーダーの導入）に対する支援』、『過労運転防止のための先進的な取り組みに関する支援』及び『社内安全教育の実施に対する支援』の交付申請について周知し、支援制度等の活用を促進しました。

7. 警視庁交通部主催の交通事故防止連絡会議

令和元年7月16日、警視庁において、関係事業者団体との連絡会議が開催され、交通事故防止対策の強化と不祥事案の再発防止、一年後に迫った2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の交通量の抑制を含めた交通渋滞解消対策、繁華街で問題となっている駐停車禁止場所におけるタクシーによる客待ち駐車対策及び横断中の歩行者保護について意見交換を行いました。

8. 交通事故防止関係通達等の徹底

関東運輸局、警視庁等から発せられた通達を次のとおり会員各位に通知して、その徹底を図りました。

- (1) 交通死亡事故情報について（9回発出）
- (2) 本年2か月間のタクシー関与事故の実態について
- (3) 警視庁とタクシー事業者との交通安全対策会議の開催について
- (4) 2019年春の全国交通安全運動の実施について
- (5) 乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について
- (6) タクシー乗務員による営業中の飲酒事故の発生について
- (7) 「横断歩道は歩行者優先です」ポスターの配布について
- (8) 平成30年度セーフティドライバー・コンテストの表彰式挙行に伴う出席方ご依頼について（安全運転センター）
- (9) 平成30年度セーフティドライバー・コンテストの表彰式挙行に伴う出席方ご依頼について（警視庁）
- (10) 飲酒運転防止対策ガイドラインの策定について
- (11) 平成30年度セーフティドライバー・コンテストの実施結果について
- (12) 赤坂警察署管内における交通事故防止について
- (13) 飲酒運転による危険運転致傷事件発生に伴う対策会議の結果を受けて
- (14) 2019年春の全国交通安全運動の終了について
- (15) 運転免許効力停止中の運転（無免許運転）の絶無について
- (16) 2019年度関東地域事業用自動車安全施策の策定及び推進について
- (17) 上野署管内における重傷事故の発生について
- (18) 「交通事故統計及び事故事例の分析に基づき実施すべき死亡・重傷事故の低減対策のポイント」の活用について
- (19) 夏季における輸送の安全確保について

- (20) 重大事故の防止に向けた適切な運行管理の実施について
- (21) 麹町署管内における死亡事故発生に伴う資料の周知について
- (22) 「夏季の交通事故をゼロにする運動」の実施について
- (23) 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」について
- (24) 「夏季の交通事故をゼロにする運動」実施に伴う乗務員に対する交通事故防止の呼び掛け活動の実施について
- (25) 警視庁交通部主催の交通事故防止連絡会議の結果を受けて
- (26) 高齢タクシードライバー交通安全教室の開催について
- (27) 令和元年度セーフティドライバー・コンテストの実施について
- (28) 令和元年度セーフティドライバー・コンテストの実施に伴う参加申込の取り纏め方お願いについて
- (29) 第47回事故防止責任者講習会の開催について
- (30) 秋の全国交通安全運動期間中におけるシートベルト着用状況の調査指導並びに乗務員に対する事故防止呼び掛けの実施について
- (31) 丸の内警察署及び池袋警察署管内における交通事故防止について
- (32) 令和元年度秋の全国交通安全運動の終了について（通知）
- (33) 年末に向けた重大事故防止対策のお願いについて
- (34) 令和元年度TOKYO交通安全キャンペーンの推進について（依頼）
- (35) 年末年始の輸送等安全総点検期間中におけるシートベルト着用状況の調査指導並びに乗務員に対する事故防止呼び掛けの実施について
- (36) ハイヤーによる重傷（3日後に死亡）ひき逃げ事件の発生と被疑者の検挙について
- (37) 本年11か月間のタクシー関与事故の実態について
- (38) タクシーと原動機付自転車との衝突による重傷事故の発生について
- (39) 令和元年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について
- (40) 大型観光バスとハイヤーの交通死亡事故の発生について
- (41) 運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について
- (42) 降積雪期における防災態勢の強化等について
- (43) 警視庁交通からの安全情報について
- (44) 路上横臥者との事故防止K Y T動画掲載のお知らせ
- (45) 交通事故防止対策スローガン及び交通安全スローガンの制定について（通知）
- (46) 自動車運送事業に係る交通事故対策検討会実態調査の協力依頼について
- (47) ドライバー異常等による事故映像提供に係る御協力の御願いについて
- (48) SASスクリーニング検査の受検推進キャンペーンの実施について
- (49) 「第48回事故防止責任者講習会」開催中止のお知らせ
- (50) タクシーによる路上横臥轢過事故の防止について
- (51) 警視庁「交通安全情報」について（2回発出）
- (52) 「横断歩道では歩行者を優先します」ステッカーの配布及びタクシー車両への貼付のお願いについて

五 環境・車両資材対策

「タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり」、「安全性の維持・向上」、「環境問題への貢献」及び「タクシー運転者の車内環境の悪化の防止、改善・向上」等の観点並びに緊急時の対応等を図る観点から、車両資材のあり方等について検討を進め、次の諸対策を実施しました。

1. 整備管理者の定期研修の実施

関東運輸局技術安全部保安環境課主催の整備管理者研修テキスト検討委員会に出席し、令和元年度整備管理者研修テキストの作成に参画しました。

また、関東運輸局東京運輸支局が開催する令和元年度整備管理者（選任後）研修について、次のとおり2日間にわたり協力しました。

日 時：令和元年10月29日（火）、30日（水）の2日間 午後1時～4時30分

場 所：かめあり『リリオホール』

研修内容

【実務編】

○ 各業態共通事項

車両故障の発生状況とその防止対策、車両故障防止のための整備上の情報及び運送事業者が行うべき地球温暖化防止のための「エコドライブ」の実施（パート23）

○ ハイ・タク関係

整備ミスによる車両故障の発生例とその原因究明、再発防止対策及び次世代タクシーについて、日産新型セレナe-POWER スロープタイプの概要について

【法令編】

道路運送法、道路運送車両法における整備管理者の行うべき業務

講 師：関東運輸局東京運輸支局次長及び陸運技術専門官

部外講師： 壹岐 敏行 氏 国際自動車（株）羽田工場 工場長

受 講 者：714名

2. 令和元年度の国土交通省自動車交通局予算による補助金制度について

昨年度に引き続き、低公害車普及促進対策補助事業として、電気自動車タクシー（導入費用の1/4）及びプラグインハイブリッドタクシー（導入費用の1/5）、燃料電池タクシー（導入費用の1/3）の導入に要する経費の一部を支援、並びに自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取組に対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等について、会員に周知を行いました。

3. タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業について

昨年度に引き続き、東京都のタクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業として、訪日外国人旅行者が快適な東京観光を楽しめる受入環境を整備するため、都内のタクシーを対象に、多言語対応及び決済に活用できるタブレット端末の導入を推進する補助事業の申請手続等について、会員に周知を行いました。

4. サポカー補助金について

国土交通省の同補助金の執行団体である（一社）次世代自動車振興センターにおいて65才以上の乗務員を雇用する事業者を対象とした国土交通省認定のサポカーの導入を推進する補助事業の申請手続等について、会員に周知を行いました。

5. LPガスの需給、価格動向

LPガスの価格動向については、適宜、LPガス協会から情報を入手し、委員会を通して会員への周知を図りました。

6. 小委員会活動

27年度に設置した小委員会が取り組むべき課題を精査し、具体的に活動しました。小委員会は、以下のとおり。

（1）安全環境小委員会

トヨタJPN TAXIの導入が開始されて2年が経過したことから、更なる安全性向上のための車両装置の改善（衝突被害軽減ブレーキ、シートベルトの快適性向上等）、先進安全自動車（ASV）に係る諸機能の課題等について、今後、自動車メーカー等に対し要望、提言を行うための調査の検討及び情報収集を行いました。

（2）車両構造検討小委員会

トヨタJPN TAXIの導入が開始されて2年が経過することから、業界として自動車メーカーへの提言を行うため車椅子乗降に係る利便性向上及び車両構造の改善等について調査の検討を行うとともに、日産セレナ車いす乗降装置付の情報収集を行いました。

（3）タブレットPC・車内外表示検討小委員会

タクシーメーターについて、料金の変更・多様化等に迅速かつ廉価に対応することを可能とする機器の改善、運賃の事前計算や清算が可能となる機器、車内外で使用する通信機器等（外国人旅行客を踏まえた通信機器を含む。）の開発等をそれぞれの機器メーカーから情報収集を行いました。また、東京運輸支局長より「東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて」の一部改正通達（平成31年3月29日付け）が発出され、会員への周知を図りました。

（4）車内防犯装置検討小委員会

タクシー車内環境の改善・向上を図るため、国土交通省の運行管理の高度化に対する支援におけるドライブレコーダー等に対する補助事業について会員に通知し、その活用の促進を図りました。

7. 新型コロナウイルス感染予防対策に伴う「感染予防対策実験車」の考案について

タクシーが安全な公共交通機関として、お客様に安心して乗車いただくため、タクシー車内の運転席・助手席と後部座席の間を塩化ビニール製のシートで完全に仕切るものを考案し、「感染予防対策実験車（5台）」の運行を行うと共に、利用客と乗務員から収集したアンケート結果を業界紙に発表しました。また、実際にシートを施工した「感染予防対策実験車」を理事会の際に展示しました。

8. その他の関係通達

関東運輸局等から発せられた通達を次のとおり会員各位に通知して、その徹底を図りました。

- (1) 自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱の制定等について
- (2) 「東京都内に配置するハイヤー・タクシー車両の表示等に関する取扱いについて」の一部改正について
- (3) 低公害・防犯設備・車載装備機器等調査の実施について
- (4) タクシー配車アプリ、タクシー車載用タブレット等にかかる利用者の個人情報の取扱いについて
- (5) (各無線協同組合) タクシー配車アプリ、タクシー車載用タブレット等にかかる利用者の個人情報の取扱いについて
- (6) 平成31年度タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業について
- (7) 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて
- (8) 軽減税率・キャッシュレス対応推進フェアin東京の開催のお知らせ
- (9) キャッシュレス決済事業者とタクシー事業者のマッチングイベント開催のご案内
- (10) タクシー事業における個人情報の適切な取扱いに係る勉強会の開催について
- (11) 自動車環境総合改善対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の交付予定枠申込みの開始・取扱いについて
- (12) 自動車点検整備推進運動の実施について
- (13) 自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱の制定等について
- (14) 「タクシー事業に関する調査」に新たに追加及び変更された項目の調査のお願い
- (15) 令和元年度整備管理者（選任後）研修の実施について
- (16) 自動車検査証の有効期間の再伸長について
- (17) 令和元年台風19号に伴う自動車検査証の有効期間の再伸長について
- (18) 令和元年度整備管理者（選任後）研修の実施について
- (19) 自動車環境総合改善対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の交付予定枠申込みの開始・取扱いについて自動車点検整備推進運動の実施について
- (20) 整備管理者選任前研修の実施計画について
- (21) 自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱の制定等について
- (22) 自動車検査証の有効期間の再伸長について
- (23) 道路運送車両法第61条の2の規定に基づく自動車検査証の有効期間の伸長について
- (24) サポカー補助金について
- (25) 令和2年度整備管理者（選任前）研修の実施計画について
- (26) 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

六 乗務員指導対策

1. 特別街頭指導

(1) 「8月5日タクシーの日」に伴う夏期特別街頭指導

主要タクシー乗り場におけるドアサービス・トランクサービス等の利用者サービ

ス、違法駐車等の防止指導及び路上喫煙の防止指導等、街頭営業の適正化を目的とした特別街頭指導を実施しました。

[実施日] 令和元年7月29日（月）～8月2日（金）の5日間

多摩地区においては、三多摩支部の計画により実施。

[動 員] 輪番制により各社の管理者を動員（延べ202社）

[実施概要]

①ドアサービス、トランクサービス及び禁煙指導 16:00～17:00

○ 東京駅等主要ターミナル駅10箇所

②不適正営業車両の防止指導

○ 東京駅八重洲北口・外堀通り（違法駐停車）16:00～17:00

○ 銀座地区新幸橋周辺及び交詢社通り（転回等）22:00～24:00

○ 六本木交差点周辺（違法駐停車）22:00～24:00

（２）年末特別街頭指導

年末繁忙期を迎えるにあたり、安全・安心なタクシーとして利用者からの信頼を得るため、違法駐停車等の交通問題を改善することを目的に特別街頭指導を実施しました。また、タクシー調整待機所周辺における乗務員による路上喫煙問題に対処するため禁煙指導を併せて実施しました。

[実施日] 令和元年12月16日（月）～20日（金）の5日間

多摩地区においては、三多摩支部の計画により実施。

[動 員] 輪番制により各社の管理者を動員（延べ80社）

[実施概要]

①不適正営業車両の防止指導

○ 東京駅八重洲北口・外堀通り（違法駐停車）14:00～16:00

○ 六本木交差点（違法駐停車）22:00～24:00

○ 銀座地区新幸橋周辺及び交詢社通り（転回等）22:00～24:00

②路上喫煙の防止指導

○ 芝公園タクシー調整待機所 14:00～16:00

○ 都立青山公園（南地区） 14:00～16:00

（３）東タク協の会員事業者による「指導協力員制度」への協力

東京タクシーセンターが計画する街頭指導及び交通安全業務に協力し、繁華街及び主要ターミナル駅等における不適正営業車両に対する是正指導を実施することを目的に創設された「指導協力員制度」について、東タク協の会員事業者として289社（令和2年1月現在）が指導協力員の委嘱を受け、街頭指導等の強化に積極的に協力しました。

2. 各警察署管内における交通問題等への対応

各警察署管内における交通問題について、各署主催の関係会合への出席、また、会員事業者への周知及び特別街頭指導の実施等により、その是正に努めました。

（１）高輪警察署管内

品川駅西口優良タクシー乗り場においては、乗り場に入構しようとする空車タクシーが駅前ロータリーからあふれ、第一京浜（新橋方向）に長く待機列を成している状況が終日みられ、高輪警察署から交差点内での駐車については、取り締まりを視野に状況を注視している旨の通知があったことから、委員会に報告するとともに

会員事業者に周知を図りました。

(2) 四谷警察署管内

迎賓館赤坂離宮の平成28年度からの一般公開に伴い、周辺道路では観光バスによる違法駐車が増加しており、さらにタクシー及び一般車両については、迎賓館直近の公園付近において休憩のため駐車している状況でした。

同所については、警視庁の駐車違反取締りガイドラインの最重点路線とされ、警備上の主要道路としても警戒警備が強化されており、四谷警察署からは当協会に対し、乗務員への指導を徹底するよう要請があったことから、会員事業者に周知を図るとともに、委員会において報告しました。

(3) 中央警察署管内

中央警察署管内では、東京駅八重洲口付近でのタクシー関与の交通事故が多発し、また、駐停車禁止場所での違法客待ち駐車などが常態化していることから、前年度に引き続き、会員事業者には交通法令の遵守と交通事故防止について指導の徹底を要請しました。

また、八重洲北口交差点周辺については、夏期及び年末特別街頭指導において実施箇所として指導に当たるとともに、中央警察署が春及び秋の全国交通安全運動の実施期間中に同所で実施する交通安全キャンペーンに同行し、タクシーを対象に中央警察署広報チラシを配布するなど、その改善に努めました。

(4) 麻布警察署管内

六本木交差点での違法駐停車については、社会問題化していた時期と比べると改善は見られるものの、引き続きその徹底を図るため、夏期及び年末特別街頭指導において是正指導を実施しました。

(5) 麹町警察署管内

日枝神社外周道路におけるタクシー及びハイヤーの違法駐車及び路上喫煙については、昨年度来、日枝神社及び周辺施設、さらには麹町警察署からも改善が求められており、中でもパレロワイヤル永田町及び都立日比谷高校付近での違法駐車、喫煙及び吸殻の投棄については、マンション居住者及び学校関係者に多大なご迷惑をおかけしている状況であることから、委員会において重ねて徹底を図るとともに、適宜、事務局で現地に赴くなどして状況の把握に努めました。

(6) 上野警察署管内

上野警察署管内では、主に「上野広小路交差点」「ＪＲ御徒町駅前」「上野駅広小路口」の三箇所において、違法客待ち駐車や交差点内での旅客の乗降など交通法令違反が多発し、違法駐車に関する110番通報も非常に多い状況にあることから、これまで上野警察署の指導のもと周知の徹底を図ってきたところです。

かかる状況のもと本年度は東京都都市整備局により対策が講じられ、「上野広小路交差点」及び「ＪＲ御徒町駅前」において、令和元年11月に上野警察署及び東京都第六建設事務所の連名で、タクシー乗務員向けの警告看板が設置され、「上野駅広小路口」については、上野警察署及びタクシー三団体（東タク協、都個協、東京タクシーセンター）で協議の上、令和2年2月に四者連名による啓発看板及びタクシー利用者向けの案内看板を設置し、会員事業者に周知を図りました。

なお、上野駅広小路口の中央通りでは、違法に客待ちする空車タクシーがＪＲガード下方向に待機列を成し、第一走行車線をふさぎ、他の交通の支障となっていました。空車タクシーが待機しているガード下の車道については、令和2年3月20

日からの上野駅公園口のロータリー化に伴い閉鎖されることとなり、会員事業者には重ねて周知の徹底を図りました。

(7) 月島警察署管内

中央区勝どき5丁目及び6丁目付近においては、「勝どき陸橋交差点」及び「豊海幼少入口交差点」周辺でのタクシーの客待ち駐車が他の交通の妨げとなり、関係各所に苦情が多数寄せられる状況で、問題解決のため警視庁月島警察署及び中央区の要請を受けた東京タクシーセンターにより、勝どき5丁目にタクシー乗り場が新設されることとなりました。しかしながら乗り場設置後においても他の交通を妨げて交差点付近で客待ちするタクシーが多数確認されたことから、月島警察署広報チラシを会員事業者に送付し、違法駐車は是正について徹底されるよう要請しました。

(8) 富坂警察署管内

文京区小石川4丁目から5丁目の「播磨坂」周辺における空車タクシーのアイドリング駐車に関する地域住民からの苦情については、東京都環境局から環境確保条例違反として、違反車両の事業者名・車両番号等の通知を定期的に受けています。本年度についても提供された情報に基づき、該当会員事業者へ通知し、その改善に努めました。

3. タクシー乗り場等の対策

(1) 銀座地区における不適正営業

銀座地区においては、タクシーによる交通違反が多発しており、駐停車禁止場所での客待ち、交差点内での利用客の乗降等の交通法令違反のほか、急発進、割り込み等、交通マナーに欠ける運転を起因とする交通事故も多発している状況で、警視庁からも乗務員に対する指導の徹底を要請されていることから、本年度は、銀座地区の適正化のため、次の対策を実施しました。

①銀座1号優良タクシー乗り場対策

銀座1号優良乗り場の入路における交通渋滞解消対策として、平成25年9月から東京タクシーセンター及び東京都個人タクシー協会と「銀座ショットガン運営協議会」を組織し、当委員会担当副会長を会長として運営に当たっています。

令和元年度（令和元年7月～令和2年6月）の登録台数は15,897台（令和元年12月末）で、入構登録料として車両1台当たり800円を徴収して運営費用に充当しています。

本年度は、運営協議会において「運営状況」「会計監査」「登録料の決定」「協議会ルールの徹底」等について報告及び協議が行われ、割り込み車両・未登録車両等不正入構車両への対応など事業の適正な運営に努めました。

②新幸橋周辺における不適正営業

新幸橋ガード下から外堀通りまでの間においては、日比谷通り方向から進行してきた空車タクシーが転回することによる交通渋滞の発生、また、外堀通り交差点においては、転回する空車タクシーが銀座2号優良タクシー乗り場から発進する実車タクシーの妨げとなり、他の車両や歩行者との接触事故等が懸念される状況にありました。当協会では、これまで特別街頭指導の実施や無線グループ主導による指導の強化等によりその改善に努め、街頭指導会議で問題提起された当初に比べ大きく改善されたところですが、本年度も引き続き夏期及び年末特別街頭指導において是正指導を実施し、状況の改善に努めました。

③交詢社通り（昭和通り～中央通り間）における不適正営業

同所での空車タクシーによる「銀座6丁目交差点の信号が青にもかかわらず、乗客を探すため停車したまま発進しない行為」や「乗客を探すため徐行と停車を小刻みに繰り返すなど、後続車両の通行の妨げとなる行為」については、新幸橋の事案同様に特別街頭指導の実施や無線グループ主導による指導の強化等によりその改善に努めてきましたが、本年度も引き続き夏期及び年末特別街頭指導において是正指導を実施し、状況の改善に努めました。

④新橋駅日比谷口前交差点での違法駐車

新橋駅日比谷口前交差点においては、銀座乗禁地区との境となる駅寄りの信号付近が乗車ポイントとなっており、そこからＪＲガード下方向にタクシーが滞留している状況で、交差点を往来する歩行者の妨げとなっていました。本件については、本年度第２回街頭指導会議においても問題提起されたことから、委員会において報告し、徹底を図りました。

⑤新橋駅銀座口の空車タクシー進入禁止違反

新橋駅銀座口においては、空車タクシー進入禁止にもかかわらず、空車で進入し、客待ちを行うタクシーが見られることから、本年度第３回街頭指導会議において報告がなされ、議長からも各団体において徹底を図るよう要請が行われことを受け、委員会において周知を図りました。

（２）バスタ新宿優良タクシー乗り場での不適正営業

バスタ新宿施設内における指定場所以外での利用客の乗降やバスフロアへの誤進入等の危険行為事案については、施設の開設以来、同所を所管する国土交通省東京国道事務所より定期的に情報提供を受けています。

バスタ新宿においては、バスの運行が１日最多で約1,600便と非常に多くの大型車両が走行する中をタクシーが運行している状況で、指定場所以外での利用客の乗降などのルール違反が大きな事故を招くおそれがあると指摘され続け、実際、タクシーとバスの接触事故が毎年発生しているところです。

東京国道事務所から情報提供を受けた事案については、全ての会員事業者に周知を図るとともに、該当する事業者には個別に通知し改善を求め、委員会においても報告するなど、その改善に努めました。

（３）東京駅八重洲口優良タクシー乗り場及びタクシー降車場の改良等

八重洲口前交通広場では、タクシーとバスが混在して運用されており、多数のバスが時刻を合わせて一斉に発進するため、タクシー乗り場からの実車がスムーズに出られない状況にあったほか、訪日外国人等の増加により、乗り場での乗車待ちの混雑が発生し、タクシーの乗車効率の悪さが問題視されており、昨年度に関東運輸局主導により、タクシー乗り場の３台同時乗車による運用や客列整理柵の改良等の対策が実施されました。本年度については、以下の対策が実施され、乗り場及び降車場の円滑な運用に努めました。

①東京駅八重洲口交通広場の改良

タクシーとバスの交錯による広場内での滞留緩和を図るため、「車線幅の変更」「タクシーとバスの各優先レーンの設定」「タクシー及びバス双方が順守する駐停車禁止エリアの赤色舗装」などの改良工事が施され、令和２年３月26日（一部は同月27日から実施）より運用されることとなり、会員事業者に周知を図りました。

②東京駅八重洲口タクシー降車場及び一般車乗降場の改良

八重洲口タクシー降車場及び一般車乗降場の混雑に起因する八重洲中央口交差点の車両の滞留緩和を図るため、令和元年11月から翌年6月までの間、車両の駐車スペースを拡張する改良工事が実施されることとなりました。工事内容によっては、降車場のあるロータリーが全面閉鎖となる日も発生することから、閉鎖日程について会員事業者に周知を図りました。また、警視庁中央警察署からは、ロータリー全面閉鎖の際は、外堀通りでの客待ち等を行わないよう指導があり、併せて徹底を図りました。

(4) 石神井公園駅タクシー乗り場の警告看板損壊事案

石神井公園駅タクシー乗り場においては、利用者及び練馬区より空車不足の苦情が寄せられていたほか、乗務員からは「乗り場入構すると嫌がらせを受けるので改善してほしい」等の要望が上がっていたことから、これまで委員会において協議の上、乗り場への積極的な入構のお願い、また、阻害行為を認知した場合の警察等への情報提供について協力をお願いしてまいりました。

本件については、昨年度に警視庁石神井警察署、関東運輸局、東京運輸支局、練馬区、東京タクシーセンター、当協会を含む関係業界団体を構成員とする「石神井公園駅タクシー乗り場適正化協議会」が設置され、平成31年3月に各タクシー乗り場周辺に複数の警告看板を設置し、注意喚起を図りました。

しかしながら、令和元年5月に南口タクシー乗り場に設置されていた看板が意図的に損壊されているのが確認され、石神井警察署に被害届を提出しました。本損壊行為は、協議会の構成メンバーのみならず、乗り場利用者に対する威迫・恫喝であり、看過できない悪質な犯罪行為であることから、会員事業者に本事案の周知を図り、看板損壊被疑者や入構阻害行為者等の特定に関する情報提供について協力を求めました。なお、本件については、次年度においてもその動向を注視してまいります。

(5) 東京シティ・エアターミナル(T-CAT)のタクシー待機所における不適正行為

東京シティ・エアターミナルより東京タクシーセンターを通じて、タクシー待機所における「長時間の放置駐車」「路上喫煙」「鳩へのエサやり」の三点の不適正行為については是正を図るよう依頼があったことから、会員事業者に乗務員への周知を徹底されるよう要請しました。

4. 各種発生事案への対応

(1) 身体障害者補助犬等を同伴する身体障害者に対する不適正営業

関東運輸局において、身体障害者補助犬等を同伴する利用者がタクシーの乗車を断られる等の事例が多数寄せられる状況にあったことから、会員事業者と同種事案が再発することのないよう身体障害者補助犬法及び道路運送法の規定について乗務員に教育を徹底されるよう周知を図りました。

(2) 車両の盗難事案

平成31年4月に千代田区大手町の路上において、無施錠で駐車していたハイヤーが盗難され、犯人が同車両で人身事故を起こすという事件が発生したことを受け、会員事業者には、駐車する時間の長短にかかわらず、車両から離れる際は必ず施錠し、盗難防止に努めるよう周知を図りました。

(3) 営業中の不法事案

①飲酒による交通人身事故事案

平成31年4月に港区虎ノ門の区道において、法人タクシーが別のタクシーに衝突した上、歩行者に傷害を負わせる交通人身事故を発生させ、乗務員が逮捕されました。当該乗務員は、点呼時にアルコール検査を受け、その時は検知されなかったものの、出庫後にあらかじめ用意していた焼酎を飲んだもので、逮捕時に呼気1リットル中、0.56ミリグラムのアルコールが検知されました。乗務中の飲酒に至った背景などは判明しませんが、同種事案の再発防止に向け、乗務前後の対面点呼やミーティング時に限らず、日常の言動などから生活実態などにも目を向け、個人的な悩みなどの有無を確認するなど必要な個別指導に努めていただくよう交通事故防止委員会との連名で会員事業者に要請しました。

②交通上のトラブルに起因する暴行事案

令和元年8月に千代田区麹町の新宿通りで発生したタクシー同士のあおり運転とそれに伴う暴行事件の発生を受け、タクシー業界のイメージダウンはもとより、大事故の発生を招きかねない状況であったことから、会員事業者には運転技術面だけではなく、個々の乗務員の性格等の把握に努め、指導等に活かすなど同種事案が再発することのないよう周知を図りました。

③営業中の強制わいせつ事案

令和元年9月、板橋区内において個人タクシー乗務員が30代の女性客を乗車させ、朝霞市内に移動する間、運転中に後部座席に手を伸ばし、女性の身体を触ったり、停車させて後部座席に身を乗り出して女性に抱きつくなどの行為をし、後日、被害女性の申告により当該乗務員が強制わいせつ罪で逮捕されるという事案が発生しました。

タクシー車内において、乗務員による乗客に対する犯罪が発生したことは、安全で安心な公共交通機関であるタクシーに対する国民の信用を著しく失墜させるものであることから、会員事業者には本件の周知と教養の徹底について要請を行いました。

(4) 携帯電話使用等に関する罰則の強化

改正道路交通法が令和元年12月1日に施行され、運転中の携帯電話などの通話や画像を注視する行為等に関する罰則が強化されました。規制の対象となる「運転中の携帯電話などの通話や画像を注視する行為」とは、今回の道路交通法改正の前後で変わるところはありませんが、携帯電話やスマートフォンを握持して通話のために使用することだけでなく、運転席周辺に固定して取り付けられている携帯電話、スマートフォン、カーナビゲーション、タブレット端末等の無線通信装置や画像表示用装置に表示された画像を注視する行為も規制の対象となることから、会員事業者には周知を図るとともに、委員会においても徹底を図りました。

(5) 成田国際空港エリアにおける違法駐車

成田空港で利用客を降車させたタクシー及びバスは、新空港自動車道を利用して帰路につくケースが多いのですが、空港から新空港自動車道への合流車線付近においては、当該道路が駐停車禁止であるにもかかわらず、特に国土交通省成田空港事務所付近の路側帯において、日常的にタクシーやバスが駐車し休憩している状況でした。

当該場所は、成田空港事務所の直近であるため、同事務所では交通事故の発生が懸念されるなど問題視されており、成田国際空港株式会社を通じて当協会に改善方

の依頼があったことから、会員事業者に成田空港での適正営業について指導されるよう要請しました。

(6) 新型コロナウイルス感染防止対策

新型コロナウイルスに係る事業場等における感染予防対策については、関係行政からの通達等に基づくマスクの着用、手洗いの励行、車内殺菌等の実施や点呼時等における乗務員の健康状態の確認、さらに感染が確認された場合の関東運輸局への報告等について、会員事業者に周知の徹底を図りました。

一方で新型コロナウイルスは、ヒトからヒトへの感染が認められており、タクシー車内という閉鎖された空間では、車内換気を行い、空気中のウイルス濃度を下げることが感染予防につながることから、窓を開けての車内換気とエアコンの外気導入の併用について、マスメディアを通じて利用者にご協力をお願いし、乗務員には当協会が策定した「新型コロナウイルス感染予防のための車内換気・実施要領」を参考に対応されるよう周知を図りました。

なお、本件は、令和2年2月20日付けで会員事業者に通知しましたが、その後、3月6日付けで国土交通省から全タク連を通じて「新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について」の通達があり、重ねてその徹底を図りました。

また、令和2年3月2日の政府専門家会議による今後の見通し及び対策等の公表を受け、会員事業者には、新型コロナウイルスの集団感染防止対策に関する注意喚起について、従業員及びその家族にも周知を図っていただくよう要請しました。

(7) ミライロIDによる障害者割引への適正な対応

障害者手帳を所有している方を対象としたスマートフォンアプリ「ミライロID」について、令和2年4月1日よりタクシー利用者からアプリ画面を提示された場合には、障害者手帳の提示と同様に障害者割引対応を実施されるよう会員事業者に周知を図りました。

5. 各地区におけるタクシー乗り場等の協議

(1) 渋谷駅周辺交通対策検討会

渋谷駅を中心とした渋谷駅周辺地区では、平成24年度より渋谷駅街区土地地区画整理事業及び鉄道改良事業と連携した大規模な再開発事業が進められており、事業の進捗に伴う駅周辺の交通対策等を検討するための関係者会議である「渋谷駅周辺交通対策検討会」及び「同ワーキング」に前年度に引き続き当委員会の委員長及び事務局が出席しました。

本年度の検討会及びワーキングにおいては、令和元年度下期及び令和2年度上期の工事スケジュールと工事に伴う交通規制等について協議が行われました。加えて直面する課題として2020年オリンピック・パラリンピック開催時の状況についての説明が行われました。

タクシー関連では、交通対策の基本方針に「需要に応じたサービスが可能となるようバス数、乗降場の設定を行う」とされており、将来的な駅前広場のタクシー関連施設の検討に資するため、主に東京タクシーセンターにより調整等が進められていますが、来年度についてもタクシー事業の特性が理解され、関連施設の設置に業界の意見・要望が反映されるよう取り組んでまいります。

(2) 中野駅地区整備に係る交通対策協議会

中野駅地区整備事業に伴う交通対策については、「中野駅地区整備に係る交通対策協議会」及び「同タクシー分科会」に当委員会の担当副委員長及び事務局が出席し、昨年度は南口駅前広場における交通対策として、タクシーとバスの二重駐車問題を是正するため、停車スペースのカラー舗装やゼブラゾーン設置等の対策を実施しました。

本年度は、5月に協議会が開催され、これまでに実施された交通対策の結果報告、中野駅周辺まちづくりの進捗状況及び今後の整備計画等について説明が行われました。

(3) 杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略連絡協議会

杉並区荻窪駅周辺総合交通戦略連絡協議会は、平成29年度に杉並区より参加要請があり、交通事業者委員として、当委員会副委員長が継続的に出席し、今年度は同協議会及び案内・誘導サイン等に関する分科会が開催されました。

令和2年3月には、分科会として「荻窪駅周辺サイン基本ルール案」が取りまとめられ、来年度は基本ルール案に基づき、調整項目の検討、整備費用の調整、整備計画の検討等が予定されています。

6. 環境美化対策

(1) 羽田空港第3ターミナル（旧国際線）タクシープール対策

①街頭指導会議・厳守事項の徹底

羽田空港第3ターミナルのタクシープールにおける乗務員の喫煙及び吸殻の投棄等に対処するため、昨年度第3回街頭指導会議において全会一致で決定したタクシープールにおける厳守事項について、委員会で報告し、会員事業者を重ねて徹底を要請しました。

②会員事業場レベルでの取組

街頭指導会議議員による現地視察及び清掃活動において、本年度においても依然として排水溝や路上などで吸殻が多数確認され、議長（東京運輸支局長）から各団体に対し、現場レベルでさらに取り組みを進めるよう要請が行われたことから、羽田空港第3ターミナルのタクシープールへの乗り入れ頻度が高い乗務員にピンポイントで指導を強化するための「事業場レベルでの取組（喫煙者の把握、該当乗務員への連絡カードの配布等）」について、当委員会で承認の後、会員事業者に協力を要請しました。

③街頭指導会議による街頭指導

本年度第3回街頭指導会議において、令和2年3月中に街頭指導会議による集中的な街頭指導を実施し、違反者については各団体において対応することが決定され、3月16日から18日の3日間、行政と各団体から人員を動員し、喫煙行為の監視に当たったところ、東タク協の会員事業者からは8名の乗務員の喫煙が現認されました。

会員事業者の乗務員による喫煙事案については、当委員会で策定したルールに則り、「日時・場所・事業者名・車番」等が判明している場合は、該当事業者に事実確認の上、該当場所での清掃活動を依頼するという基本方針のもと対応していますが、新型コロナウイルスの感染が拡大し、その対策等に取り組んでいる状況下にあることから、これらの事情を考慮し、羽田空港での清掃活動の要請は行わず、該当事業者において乗務員に厳重な指導を行うよう委員会から通知を行いました。

(2) 本年度中に発生した路上喫煙及びポイ捨ての苦情事案

行政から寄せられた以下の事案について、会員事業者に周知を図り、乗務員への指導を要請しました。

- 港区内の路上喫煙禁止33箇所（港区役所）
- 巣鴨駅北口タクシープール（豊島区役所）
- 都立大塚病院周辺（豊島区役所）
- 日暮里駅東口タクシープール等荒川区内主要6駅「日暮里・西日暮里・南千住・町屋・三河島・新三河島」周辺（荒川区役所）
- 都立青山公園内（東京都）
- 青山霊園内トイレ周辺（東京都）

(3) 東京タクシーセンター環境美化運動への協力

東京タクシーセンターによりタクシー乗り場及びタクシープール等における環境美化の啓蒙を図ることを目的に「タクシー乗り場等の環境美化運動」が定期的実施されています。当委員会としてもその趣旨に賛同し、清掃活動に会員事業者及び事務局が参加するなど、その推進に協力しました。

7. タクシー無線営業の適正化対策

ハイヤー・タクシー事業の防犯責任者等の防犯に関する意識の高揚と防犯知識等の普及並びにタクシー無線営業の適正化を期することを目的とした講習会を関東自動車無線協会東京支部及び東京タクシー防犯協力会と共同開催し、無線タクシーの資質向上及び防犯対策の強化等に努めました。

[日 時] 令和元年12月11日（水）13:30～16:10

[場 所] 日暮里サニーホール

[出席者] 法人事業者222名、1無線協同組合、個人タクシー5団体16名

[講 演] ①防犯功労者表彰 ②タクシーの防犯対策（警視庁生活安全総務課） ③暴力団情勢（警視庁組織犯罪対策第三課） ④薬物対策（警視庁組織犯罪対策第五課） ⑤110番情勢（警視庁通信指令本部指令計画課） ⑥防災対策等（関東総合通信局無線通信部陸上第三課）

8. 関係行政からのテロ対策及び警備協力等

国土交通省及び警視庁等からの以下の通達について、会員事業者に周知を図りました。

- (1) 重要行事に伴う各種警備等に対する御理解と御協力について
（平成31年4月1日付け）
- (2) 天皇陛下の御退位、皇太子殿下の御即位に伴う諸行事に関連した交通規制や車両検問の実施について（平成31年4月5日付け）
- (3) 即位日等休日法の施行に伴う大型連休における混雑対策の徹底について
（平成31年4月17日付け）
- (4) G20大阪サミット等開催に伴う警備協力について（平成31年4月26日付け）
- (5) 「国賓」アメリカ合衆国トランプ大統領来日に伴う警備協力の依頼について
（令和元年5月20日付け）
- (6) 「国賓」アメリカ合衆国トランプ大統領来日に伴う交通規制について
（令和元年5月21日付け）
- (7) G20大阪サミット等開催に伴う警備協力について（令和元年5月24日付け）

- (8) 夏期期間におけるテロ対策の徹底について（令和元年7月29日付け）
- (9) 即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警備協力について（令和元年8月29日付け）
- (10) 即位礼正殿の儀、祝賀御列の儀等に伴う警備協力について（令和元年9月4日付け）
- (11) 天皇陛下の御即位に伴う儀式等の警備協力依頼について（令和元年10月1日付け）
- (12) 天皇陛下の御即位に伴う儀式等の警備協力依頼について（令和元年11月5日付け）
- (13) ローマ法王来日に伴う警備協力依頼について（令和元年11月18日付け）
- (14) 年末年始におけるテロ対策の徹底について（令和元年12月9日付け）

9. 交通規制対策

天皇陛下御即位の諸儀式等に伴う皇居周辺、高速道路及び一般道における交通規制の実施について周知の徹底を図りました。また令和元年5月のアメリカ合衆国トランプ大統領来日、同年6月のG20大阪サミット、同年9月の東京オリンピック・マラソン日本代表選考レース（MSG）等に伴う交通規制について周知を図ったほか、令和2年3月の東京マラソン2020については、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、一般ランナーの参加が取り止めとなったことから交通規制が変更され、その周知を図りました。

さらに、令和元年9月のラグビーワールドカップ2019に伴う交通規制及びタクシーの乗降に関する留意点等について周知を図り、大会運営に協力したほか、都内で大震災が発生した場合を想定し、毎年「防災の日」9月1日に実施される大規模交通規制について、警視庁広報物によりその徹底を図りました。

その他、ハイヤー・タクシーの運行に影響する幹線道路や首都高速等での工事に伴う通行規制、渋谷地区での年末カウントダウン、ハロウィーン及び花火大会等の大規模イベント開催に伴う交通規制情報について、広報物等の配布により、その周知に努めました。

10. タクシー防犯対策等

タクシー防犯対策については、東京タクシー防犯協力会と連携し、「防犯責任者等講習会」を開催したほか、タクシー強盗や詐欺事件等の発生について、被害の拡大防止のため当委員会においても周知を図りました。

都内におけるタクシー強盗発生件数は、近年では、平成29年が47件、平成30年が52件の発生で、令和元年は49件と前年に比べ3件減少しました。近年のタクシー強盗の特徴としては、「乗務員を脅迫し、金銭を要求する」という犯行形態から「酒に酔った状態の乗客が乗車料金を請求されるや車外に逃走等を図り、追いかけてきた乗務員に暴行を加え、支払いを免れる」という犯行形態が多数を占めており、令和元年中では、49件中34件が車外での犯行となっています。一方で、ナイフなどの凶器を使用した犯行が令和元年中3件発生しており、依然として乗務員の生命・身体が脅かされる情勢が続いており、令和元年5月22日には、北海道苫小牧市において、法人タクシー乗務員が営業中に暴行を受け、死亡するという痛ましい強盗事件が発生したことから、会員事業者に事件情報の提供及び注意喚起を図りました。

また、令和元年12月20日、東京都都民安全推進本部との間で「ながら見守り連携事業」

の協定を締結し、日常業務を通じて、犯罪認知時の迅速な警察への通報、子供や高齢者等の弱者が救助を必要としている場合に迅速な保護措置を講じ、「安全に安心して暮らせる地域づくり」に取り組むこととしました。

七 ハイヤー対策

ハイヤー事業の経営基盤の安定と健全な発展を期するため、多様化する利用者ニーズに対応した輸送サービスの推進および諸施策の調査・検討を行なうなど次の諸対策を実施いたしました。

1. 東京国際空港におけるハイヤー車両の運行・運営について

①空港内ハイヤー乗り場および待機所における運行・運営状況について、定期的に調査および見回りを実施しました。

国内線については、二重駐車をしている場面が一時的に見受けられましたが、運行上大きな問題になっておりません。

国際線については、駐車スペースが4台と狭いことから、一時的に、空港エリアの車道では、時間調整等の目的で駐車するハイヤー・タクシーが円滑な交通を阻害する一因となっており、この問題を解決するために、令和元年5月1日より、国際線タクシープールに待機レーン（19台）を確保するとともに、待機レーンの管理（会員外の入庫の阻止、長時間駐車など）、監視並びに通報等を行う誘導員を配置しました。

待機レーンを利用開始した当初は、会員外の入庫並びにステッカーを提示していない会員会社も頻繁に入庫していたが、警備会社と協会事務局と連携し、ルールを守らない会社には指導を行った結果、大幅に改善され会員外の入庫はなくなりました。

②羽田空港国内線第2ターミナルに令和2年3月から国際線が乗り入れることに伴い、その運用方法について国土交通省東京航空局と意見交換を行った結果、同ビルに「全日空国際線専用ハイヤー乗り場」として「4台」確保することができ、令和2年3月29日より運用開始となりました。

2. 「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の期間の延長について

2011年3月11日に発生した東日本大地震により大きな影響を受けたハイヤー事業については、その他ハイヤーの期間限定減車の対象となり、これまで7回の延長がなされました。今年度においても、延長の要請を行い令和2年7月31日まで、延長が認められました。

3. 東京オリンピック・パラリンピック組織委員会への協力について

「運行管理体制の立案」「運行管理請負の料金設定」及び「指示命令系統」の検討を行うと共に、現在ハイヤー委員会の会社から出向していただいている職員と連携を密にし、円滑な輸送に向けた協議を行いました。

4. 令和元年10月1日より実施の消費税8%から10%転嫁への対応について

平成26年以来、5年ぶりとなる消費税改定により、「都市型ハイヤー」の自動認可運賃、その他ハイヤーの公定幅運賃の公示内容等について周知し、9月末までに申請（認可）及び届出等を終了いたしました。

5. 正副委員長会議の開催

定期的に正副委員長会議を開催し、ハイヤー事業における事故防止等の安全対策、サ

ービスの向上、認可運賃の改定、乗り場運営の適正化等への対応を図るとともに2020年オリンピック・パラリンピック対応、残業時間の上限規制等の課題にも共通認識をもって委員会活動を推進して参りました。

八 ケア輸送対策

1. 「福祉有償運送運営協議会」の開催について

令和元年度においての自家用有償旅客運送の新規登録及び更新登録等にあたり、都内12の地域で26回の運営協議会が開催されました。

各地域の運営協議会には、タクシー事業者代表及びその組織する団体である東タク協代表の各委員がそれぞれ出席し、福祉有償運送の運転者に求められる要件、運行管理、整備管理の体制、運送の対価、タクシー営業類似行為の防止措置及び事後チェック制度の導入等必要な事項について協議を行いました。

2. UDタクシー・福祉タクシーの配車体制の構築について

令和元年6月に全国ハイヤー・タクシー連合会において、タクシー業界において今後新たに取り組む事項の追加項目として挙げられた「UDタクシー・福祉タクシーの配車体制の構築」についてケア輸送委員会において説明を行うとともに、無線グループ及び会員各社あて周知及び協力依頼を行いました。

3. 「地域公共交通バリア解消促進等事業タクシー協議会」の開催について

福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）の導入にあたり、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」のバリア解消促進等事業による補助金交付申請をするに必要となる「生活交通改善事業計画」を策定するため、ケア輸送委員会において、平成24年度に設置した「地域公共交通バリア解消促進等事業タクシー協議会」を日本福祉医療輸送機構、東京都個人タクシー協会及び東京ハイタク協議会との合同にて、令和元年6月25日に開催いたしました。

この協議会は、東京都福祉保健局、同都市整備局、関東運輸局東京運輸支局、利用者代表、及び関係交通事業者等が構成員となっており、それぞれ委員の方々にご出席をいただき、本年度の事業計画について協議のうえ策定しました。

4. ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について

令和元年11月21日付けで関東運輸局より発出された「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」について、通達の内容等を説明するとともに、引き続き乗務員に対する教育訓練等を繰り返し実施し、不適正事案を無くしていただくよう協力依頼を行いました。

5. 市町村運営有償運送の登録に関する意見提出について

国土交通省が意見募集を行った「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について、ケア輸送委員会としての考え方を整理し、国土交通省に対し意見提出を行いました。

6. 「ユニバーサルドライバー研修」の開催について

ケア輸送委員会主催によりユニバーサルドライバー研修推進実行委員会（一般財団法人

人全国福祉輸送サービス協会、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）において、タクシー乗務員接遇向上の教育研修として、開発、推進している「ユニバーサルドライバー研修」を令和元年11月18日に開催し、36名の方々が受講されました。

九 総務対策

1. PT活動について

昨年度から続いております「駅構内タクシー乗り場の不公平感解消」については、本年度においても継続的に東日本旅客鉄道株式会社本社・支社と意見交換を行っており、今後の在り方について鋭意協議を進めております。

2. 新規事業者の協会加入について

新規入会申し込み事業者に対しては、事前に総務委員長、専務理事が当該事業者と面談し、業界の現状や協会運営に対する説明並びに当該事業者の経営状況等を確認し、直近の理事会の承認を得ることとなっております。第4回理事会において、神奈中タクシー株式会社（代表者 福山 裕）、第5回理事会において、帝都三信交通株式会社及び帝都三信大森交通株式会社（代表者 篠崎 敦）の入会申し込みが諮られ、そのいずれもが理事会の承認を得たことから新たに3社が当協会会員となりました。

3. 令和2年度東京都予算等に対する要望等について

令和2年度の要望については、各支部の意見要望等を反映した「令和2年度東京都予算等に対する要望書」を作成し、令和2年7月30日（火）の都民ファーストの会、都議会公明党及び令和元年8月19日（月）の東京都議会自由民主党、東京都議会立憲民主党・民主クラブの予算要望等ヒアリング並びに令和元年11月20日（水）の小池都知事ヒアリングに提出し、その実現を強く求めました。

その結果、令和2年度東京都予算において「次世代タクシー導入促進事業」として36億円、「タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業」として2億円が計上されました。

4. 自動車関係諸税等に関する陳情等について

令和2年度の税制改正に関しては、令和元年10月1日（火）に自由民主党東京都支部連合会に対し、「令和2年度税制改正に関する要望書」を提出し、その内容の実現を強く求めました。

令和2年度税制改正の基本的考え方については、令和元年12月20日に閣議決定された「令和2年度税制改正大綱」に盛り込まれており、営業車（タクシー、トラック、バス）の「営自格差」を堅持するとともに、自動車関係諸税の簡素化及び負担軽減措置、事業所税の非課税化についても、現行の内容を維持することとなりました。

5. 『タックン愛の基金』特別募金について

本年度は、8月3日お台場のパレットタウンにて開催された「タクシーの日」ココロ

を運ぶ一行タクシー～東京物語～のイベントの一環として、同会場にてタックン愛の基金募金贈呈式が行われ、川鍋会長より公益財団法人交通遺児等育成基金(小幡政人会長)へ100万円を贈呈しました。

6. 防災訓練（通信訓練含む）の実施について

今年度の防災訓練は、『防災の日』である令和元年9月1日に、協会事務局役職員が東タク協事務局災害対策マニュアルに則り、休日、勤務時間外に首都直下地震が発生した場合に速やかに安否の確認がとれるよう電子メールを使用した安否確認訓練を実施しました。

十 適正化事業室の活動

令和元年度は、巡回指導を積極的に行ったほか、（一社）日本自動車会議所が開催する、第259回会員研修会「高齢者交通安全対策の課題と展望」、第262回「高齢者の運転傾向と安全対策～運転挙動調査研究よりわかること」及び国土交通省主催「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー」を聴講し、指導員としての資質の向上及び情報の収集に努めました。

なお、令和元年度の巡回指導の実施状況及びその他の活動について以下のとおり報告します。

1. 巡回指導の実施状況

（1）実施数

令和元年度の巡回指導は、65事業所に出向き実施しました。事業所の規模別実施数は、配置車両数50台以下が27事業所（41.5%）、51台～100台が21事業所（32.3%）、101台～150台が12事業所（18.5%）、151台～200台が2事業所（3.1%）、201台以上が3事業所（4.6%）となっており、選任乗務員数で見た場合でも同様の傾向となっています。

なお、平成27年5月から開始した巡回指導は、令和元年度末現在で467事業所について実施しており、一巡目の残り事業所数は4事業所となっています。

（2）地域別実施数

所在地域別実施数は、23区内が58事業所（89.2%）、次いで多摩地区が5事業所（7.7%）、武三地区が2事業所（3.1%）となっています。

2. 指導内容

指導総件数は、485件で、管理体制関係が33件（6.8%）、指導監督関係が154件（31.8%）、点呼・過労防止関係が100件（20.6%）、帳票類関係が133件（27.4%）、車両管理関係が51件（10.5%）、その他が14件（2.9%）となっています。これは巡回指導を実施した1事業所あたり平均7.5件の指導を行ったものとなっています。

各項目の主な内容は以下のとおりです。

なお、各項目の指導件数は、運輸規則等法令に抵触しないものの、より確実・的確に運行・整備管理業務を行うためのレベルで指導した件数を含むものとなっています。

(1) 管理体制関係 (33件)

運行管理規程の見直しが22件、次いで整備管理補助者の選任に関するものが9件、運行管理者の選任・解任届出に関するものが2件となっています。

(2) 指導監督関係 (154件)

健康診断（要注意者のフォロー）に関するものが45件、次いで特別指導の実施記録に関するものが21件、タコグラフの運行管理面への活用に関するものが20件、集合教育（実施方法）に関するものが17件、適性診断（適齢診断）の受診漏れ及び遅れに関するものが16件、集合教育実施記録に関するものが15件となっています。

(3) 点呼・過労防止関係 (100件)

点呼の実施記録に関するものが41件、次いで過労防止管理に関するものが33件、点呼の実施に関するものが16件、拘束時間の超過に関するものが10件となっています。

(4) 帳票類関係 (133件)

乗務員台帳の記載に関するものが51件（内、ハイヤー事業所における乗務員証の作成に関するものが8件）、次いで乗務の記録に関するものが41件、事故の記録の記載に関するものが22件、苦情処理簿に関するものが19件となっています。

(5) 車両管理関係 (51件)

日常点検項目に関するものが24件、次いで定期点検実施計画に関するものが11件、点検整備記録簿の記載に関するもの、保安基準違反に関するものがそれぞれ5件となっています。

なお、車庫において未出庫車両のシートベルトが装着可能状態となっているかを確認した結果3件について指導を行っています。

(6) その他 (14件)

講習（運行管理）の未受講に関するもの9件（新たに選任した管理者に、選任届出年度に受講させていなかったことから指導を行ったものを含む）、研修（整備管理）の未受講に関するもの5件となっています。

3. その他の活動

(1) 事業者からの帳票類の改善や体制の見直しにかかる相談等があり適宜対応したほか、必要に応じて資料の提供を行いました。

(2) 協会ホームページ内の適正化事業室のページに、事業者及び管理者に必要な情報の発信・データの提供を行ないました。

十一 2020東京オリンピック・パラリンピック対策委員会の活動

第32回東京オリンピック競技大会および2020パラリンピック競技大会における「運行管理業務委託」によるVIP輸送を円滑に行う為、参加希望会社への説明会を行った。

また、「運行管理業務委託」について組織委員会と契約書の締結に向けての協議を行った。

十二 タクシー活性化プロジェクトチームの活動

東京観光タクシードライバーについては、更新研修受講者156名を含む700名が観光タクシードライバーの資格を更新しました。

新規認定研修については、当初2～3月に4日間の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響を考慮し、2日間の実施として108名を認定しました。これにより新規認定受講者数は延べ3045名となりました。また、新規認定研修の一部をアウトソーシングし業務の効率を図りました。

このほか、東京都の支援により観光タクシーPRのための海外インフルエンサーを対象としたモニターツアーを実施し、国内だけでなく海外へも観光タクシーの魅力を発信しました。

十三 新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

1. 本年度、当プロジェクトチームでは、昨年度に引き続き、近年のSNS等による動画がより多くの人に波及していることを踏まえ、採用PR動画「WORK WITH US!」の拡散方法として、インバナー広告を利用した結果約13万回の完全視聴をいただきました。

2. 若年層向けにタクシードライバーという仕事の魅力を効果的にPRするためWeb漫画を制作し、東タク協ホームページに掲載するとともに、会員の採用活動に活用いただけるよう業界紙への掲載も依頼しました。

3. 子育て中や子育てを終えた女性向けに、タクシードライバーの仕事について、ワークライフバランスが取りやすい等、働きやすい環境にあることや、女性ならではのきめ細かいおもてなし、やりがいを感じる仕事であることを発信するためのPRチラシ「TAXI DRIVER私の仕事はタクシードライバー」を作成し、都内の全ハローワーク等に設置依頼をしました。

4. 労務委員会が実施した「団体別採用カスパイラルアップ事業」において、採用活動のPR向け冊子「タクシードライバーの仕事NAVIGATIONGUIDE」の作成に対し、広報委員会とともに協力をいたしました。

十四 スマホdeタックくん活性化特別委員会の活動

「スマホでタックくん」共通配車事業については、保守管理上の問題等から、事業廃止を一年前倒しとし、令和2年5月末の終了に向け、関係行政機関をはじめとする関係者との協議、関連事業者への説明会の開催等により、課題解決に取り組みました。

十五 女性タクシー経営者の会の活動

定例会において、若手や女性社員の長期雇用の重要性を説いた講演会を開催、併せて意見交換を行ったほか、研修旅行では広島の協同組合タクシーセンターへ訪問し、独自の運営体制や合理性などを学びました。

また、「タックくん感謝祭2019」、「子ども霞ヶ関デー」においては、女性タクシー経営者の会として参加し、イベントを支援しました。